2026 年度（令和 8 年度）

履 修 の 手 引

2026 年度（令和 8 年度）入学者のために

兵庫県立大学社会情報科学部

＊この「履修の手引」は、卒業まで大切に保管し、活用してください。

目　次

はじめに
ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）……1
カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）……2

第１ 履修の手引……4
1・1　基本情報……4
1・2　授業科目と卒業要件……5
1・3　履修について……8
1・4　交通途絶・気象警報発令の場合の休講……9
1・5　学科試験について……13
1・6　成績評価について……16
1・7　遠隔授業についての注意事項……17
1・8　転学部制度について……17
1・9　秋季卒業について……17
1・10　早期卒業（３年次卒業）について……17
1・11　その他……18

第２ 履修の指針……20
2・1　全学共通科目……20
2・2　PBL 演習Ⅰ・Ⅱ（必修科目）……22
2・3　研究演習Ⅰ・Ⅱ（必修科目）……22
2・4　卒業研究Ⅰ・Ⅱ（必修科目）……22
2・5　専門基礎科目・専門教育科目……22
2・6　他学部の授業科目……23
2・7　他大学の授業科目……23
2・8　副専攻プログラム……23
2・9　社会情報科学部の卒業要件（まとめ）……23
2・10 カリキュラムマトリクス、カリキュラムマップ、履修モデル……24
2・11 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム……24
2・12 学際ゼミナール……24

第３ 学則・学部規程等……32
１．学則……32
２．学部規程……43
３．早期卒業に関する規程……54
４．ＧＰＡ制度要綱……56
５．成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱……59
６．定期試験を受験できない者に対する処置規程……62
７．試験の不正行為に対する処置規程……63
８．副専攻規程……65
９．他大学等における授業科目の履修規程……67

〔巻末資料〕構内配置図……68

はじめに

この「履修の手引」は、学生諸君が社会情報科学部において学習する上で必要な基本的考え方、及び、履修に際して理解しておくべき内容について説明しています。

大学では､主体的な学習意欲と適切な学習方針に基づいて学習することが必要ですので、充実した学生生活を過ごすためにも、履修の方法や手続きについて正確に理解するようにしてください。特に、卒業に必要な要件、履修すべき科目と単位数、及び履修すべき年次等について、その内容を十分理解して、各自の将来の進路に対する志望や特性に応じた履修計画を立てるようにしてください。

本学部では、学生諸君の能力を発展させ、活力ある大学生活を送れるようにするため教職員が協力して指導・助言・説明をしていきますので、履修や学習等に関して疑問があれば、担当教員、教務委員、学務課に質問してください。

なお、本冊子は、学生諸君が入学してから卒業までに必要な事項について指針となるものですので、卒業するまで手元において必要に応じて参照するようにしてください。

また、学務課からのお知らせは原則、掲示（教育棟Ⅰの１階）及びWebサービス学生支援システム（UNIVERSAL PASSPORT（ユニバーサルパスポート））で行いますので毎日確認するようにしてください。

兵庫県立大学社会情報科学部

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

〔大学〕
兵庫県立大学では、幅広い教養と専門知識を体得するとととともに、社会課題の解決を志向する豊かな人間性とグローバル・リテラシーを備えた、国際社会や地域社会で活躍できる創造力と自律性を有する人材を育成します。
その人材に必要な以下の能力や資質を身に付け、卒業要件を満たす学生に、学士の学位を授与します。

〇知識
・学士としての専門知識を有している
・学際的思考の基礎となる幅広い知識を有している
〇人間性
・人間と社会について深く考察し、社会的包摂の理念の下、公共の精神と倫理観をもって行動できる
・自己実現に向けて自主性・自律性をもって活動できる
〇国際性・地域性
・グローバル社会に対応できる語学力と異文化理解に資するコミュニケーション力を有している
・地域の諸課題を世界との連関性の中で認識・理解できる
〇創造的な課題解決力
・社会の諸課題の解決を志向し、創造的思考を用いて取り組むことができる
・データサイエンスのリテラシーを有し、それを適切かつ効果的に活用できる

〔社会情報科学部〕
下記の能力を身につけた学生に学位を授与する
・データを正しく捉えるための幅広い知識、情報科学およびデータ分析の専門知識を身につけている
・組織・地域・社会における諸問題を客観的にとらえ、問題解決に向けて論理的に考える能力を身につけている
・データを扱い分析するための専門知識とスキルを修得し、情報倫理をわきまえて利活用する能力を身につけている
・チームによる効果的な問題解決を行うためのコミュニケーション能力を身につけ、リーダーシップを発揮することができる

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

〔大学〕

1　全学共通教育

主として1年次を対象に、以下の全学共通科目を設置する。

1. 人間そのものと文化、社会、自然の関係性について広い視野と多様な知識を修得するため、「人文科学系」、「社会科学系」及び「自然科学系」からなる人間形成教育科目を設置する
2. 主体的な学修や生活の基本的態度、自己のキャリア形成に向け生涯学び続ける姿勢を身に付け、また学部の枠を超え、実践的な学修を行い、課題解決力を培うための「ゼミナール」、社会における様々な課題への関心と課題探求力を高めるための「県大特色系」、スポーツを通じての健康・体力保持増進や、食生活が要因となる生活習慣病の予防に関する知識を修得するための「健康・スポーツ科学系」からなる学際教育科目を設置する
3. 大学での学修に必要な基本スキルである語学力を身に付けるため、「英語」及び「外国語」からなる外国語教育科目を設置する
4. 社会におけるデータサイエンスの重要性に対する理解を深め、データサイエンスの概念やその活用について基本的な技術を身に付けるため、「情報系」からなる情報教育科目を設置する

2　学部専門教育

学士課程における専門教育カリキュラムを学部学科、または専攻コースごとに編成する。

1. 専門教育科目の理解に備えるため、各学部に、専門教育への導入部としての専門基礎科目、または専門教育と共通教育を媒介する専門関連科目を設ける
2. 深い学識を涵養し、専門的技能や能力を育成するため、専門教育科目を設ける
3. 専門知識の修得を確実にし、論理的思考力や創造的思考力を育成するため、卒業研究を目的とする専門演習を設ける

3　特別教育プログラム（副専攻）

地域課題の探究と対応、グローバル社会への対応、災害等リスクへの対応をテーマとし、学部の枠を超えて選抜した有志学生を対象とする全学横断の特別教育プログラムを設置する。

要件を満たすものは副専攻として認定する。

地域創生リーダー教育プログラム

グローバルリーダー教育プログラム

防災リーダー教育プログラム

（学修成果の評価の方法）

学修成果の評価は、試験、レポート、発表内容、実技等により、学修目標に即して多面的な方法で行う。

〔社会情報科学部〕

・専門教育では、専門基礎科目と専門教育科目を配置し、段階的な学習を可能にする
・専門基礎科目として、数学、データ分析、情報科学の基盤科目を配置し、講義・演習形式による教育を行うことによって、基礎的知識・技能の定着を図る。さらに、経済、経営の概論科目を配置し、現代社会における経済現象、企業・組織の経営に関する基本的な考え方を身につける
・専門教育科目として、情報科学関連、データ分析関連、意思決定関連、社会関連基本・発展の科目群を配置し、社会情報科学の専門性を高める教育を実施する
・演習科目を各年次・各セメスターに配置し、社会における諸問題に挑む柔軟な思考力と問題解決能力を養成する
・履修科目の単位認定にあたっては、科目の性質に応じて試験、課題への取り組み、授業貢献度などを適切に組み合わせて評価し、その基準は開講に際して明示する

第１ 履修の手引

１・１ 基本情報

１・１・１ 学期（セメスター制、２学期制）

本学では、学年を次の２学期に分けています。

前期　４月１日から９月 30 日まで

後期　10 月１日から翌年３月 31 日まで

授業は各学期とも 15 週行われます。それぞれの学期で授業と試験を完結させますが、一部の授業は通年で行われます。

１・１・２ 授業時間

時　限	１時限	２時限	３時限	４時限	５時限	６時限
時　間	9：00～ 10：30	10：40～ 12：10	13：00～ 14：30	14：40～ 16：10	16：20～ 17：50	18：00～ 19：30

１・１・３ 年間スケジュールの概要、学年暦

年間スケジュールの概要は次の通りです。

前期		後期	
４月１日～４月上旬	春季休業	10 月上旬	授業開始
４月上旬	入学宣誓式	10 月上旬～中旬	履修登録期間
	授業開始	（11 月中旬）	（履修取消期間）
４月上旬～中旬	履修登録期間	12 月下旬～翌年１月上旬	冬季休業
５月 18 日	開学記念日	３月下旬	学位記授与式
（５月中旬）	（履修取消期間）		
８月上旬～９月末	夏季休業		

学年暦（授業期間、休業日、行事予定等を示すもの）は、各年の４月に発表されます。

１・１・４ 時間割表とシラバス

時間割表は毎年４月に UNIVERSAL PASSPORT 上に掲示されます。授業科目名、担当者名、教室等が掲載されています。また、変更（教室の変更、授業科目の追加開講等）がある場合は別途掲示されますので、確認するようにしてください。

シラバスとは、各授業科目の詳細な授業計画であり、担当教員名、講義目的・到達目標、授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記されています。シラバスは Web（大学ホームページ、UNIVERSAL PASSPORT）で閲覧することができます。

1・1・5　休講

休講については、UNIVERSAL PASSPORT の「休講補講情報」に掲示します。授業開始後 30 分経過しても何ら連絡がない場合は、学務課に問い合わせてください。また、交通途絶・気象警報発令の場合の休講を１・4 のとおり定めています。

1・2　授業科目と卒業要件

本学を卒業するためには原則４年以上在学し、大学が開講し、学部が指定する科目の中から一定の単位を修得しなければなりません。そのため、自分で履修する科目を決め、授業計画を立てることが必要です。

卒業に必要な単位は表１（７ページ）のとおりです。

さらに、地域課題の探究と対応、グローバル社会への対応、災害等リスクへの対応をテーマとし、学部の枠を超えて選抜した有志学生を対象とする全学横断の副専攻を設置しています。これは、主専攻（所属学部の専攻）以外にも学びの機会を拡げるため設けられているものです。詳細は、別冊「副専攻履修の手引」を参照してください。

1・2・1　授業科目の基本的な考え方

カリキュラム・ポリシー（２ページ）に基づいて、授業科目を「全学共通科目」「専門基礎科目」「専門教育科目」の３つから構成し、くさび形の履修体系を基本に、それぞれを有機的に結びつけて展開する柔軟な教育カリキュラムを設定しています。

全学共通教育については、１年次の間、神戸商科キャンパスと姫路工学キャンパスの２ヶ所に集約して実施するほか、キャンパスが分散している状況からオンライン方式の遠隔授業を導入し、他キャンパスで開講される科目の履修を可能としています。

1・2・2　単位

各授業科目は、45 時間の学修を必要とする内容をもって１単位とすることを標準としています。よって、２単位の授業科目は 90 時間の学修内容が標準となります。本学部では、原則として 15 回の授業を受講し試験に合格した場合、２単位が与えられます。１回の授業を２時間相当としていますので、授業時間 30 時間（２時間×15 回）に加えて 60 時間の自習を行うことを前提としています。

ただし、英語科目、健康･スポーツ科学演習等は１単位の科目がほとんどですので気をつけてください。

1・2・3　集中講義科目

各授業科目は、毎週１回、開講するのを原則としていますが、授業の特性等により、休業期間中、集中的に開講されるものがあります。

1・2・4　必修科目・選択必修科目・選択科目

必修科目とは、卒業するためには必ず単位を修得しなければならない科目です。選択必修科目とは、決められた科目の中から所定の単位数を修得しなければならない科目です。選択科目とは、自分で選択して履修することができる科目です。

1・2・5　配当年次

各授業科目には配当年次が与えられており、記載された学年から履修できることを示しています。例えば、２年次配当科目を１年次生が履修することはできず、２年次生以降が履修できます。また、１年次配当の必修科目を１年次に不合格となった場合、次学期または２年次以降に再履修します。

1・2・6　先修条件

PBL 演習Ⅱを履修するためには、本学部に１年６か月以上在学し、PBL 演習Ⅰ及びデータ分析演習の単位を修得しなければなりません。

卒業研究Ⅰを履修するためには、本学部に３年以上在学し、基礎ゼミナール、PBL 演習Ⅱ、研究演習Ⅰ、研究演習Ⅱの単位を修得した上で、卒業所要単位のうち、100 単位以上を修得しなければなりません。

卒業研究Ⅱを履修するためには、本学部に３年６か月以上在学し、卒業研究Ⅰの単位を修得しなければなりません。

このほか、授業科目によっては、決められた科目の履修を前提とし、シラバスにその旨記載されている場合があります。

〔表１　社会情報科学部卒業要件〕

授業科目と必要単位数							
全学共通科目	人間形成教育科目	人文科学系	選択必修				2
		社会科学系	選択必修				2
		自然科学系	選択必修				2
	学際教育科目	ゼミナール	必　修	基礎ゼミナール			2
			選　択				
		県大特色系	選択必修				2
		健康・スポーツ科学系	選　択				
	外国語教育科目	英語	必　修	Academic English 1･2(各1単位)	2		
				Practical English 1･2(各1単位)	2		6
				English Communication 1･2(各1単位)	2		
		外国語	選　択				
	情報教育科目	情報系	必　修	データサイエンス入門			2
	必要単位数を設定していない選択科目・必要単位数を超えて修得した選択科目の合計単位						10
小　　計							28
専門基礎科目		必　修	社会情報科学概論	2	プログラミングⅠ	2	
			社会情報科学のための数学	2	プログラミングⅡ	2	
			微積分Ⅰ	2	経営データ概論	2	
			線形代数Ⅰ	2	経済データ概論	2	24
			確率・統計	2	情報倫理と法	2	
			データ構造とアルゴリズム	2	Business English 1	1	
					Business English 2	1	
専門教育科目	情報科学関連科目	必　修	情報技術の最前線	2	データマイニング	2	8
			人工知能	2	機械学習	2	
		選択必修					8
		選　択					
	データ分析関連科目	必　修	データ分析の最前線	2	社会データ分析	2	8
			データ分析演習	2	政策データ分析	2	
		選択必修					4
		選　択					
	意思決定関連科目	必　修	数理モデリング	2	オペレーションズ・リサーチ	2	4
		選択必修					2
		選　択					
	社会関連基本科目	選択必修					4
	社会関連発展科目	選択必修					4
		選　択					
	演習科目	必　修	PBL演習Ⅰ				2
			PBL演習Ⅱ				2
			研究演習Ⅰ				2
			研究演習Ⅱ				2
			卒業研究Ⅰ				2
			卒業研究Ⅱ				2
	必要単位数を設定していない選択科目・必要単位数を超えて修得した選択必修科目の合計単位						18
小　　計							96
卒業必要単位数							124

1・3　履修について

1・3・1　履修登録（Web 登録）

履修登録は、授業を受け各科目の試験を受ける資格を得るための基礎となるもので、各学期の初めに履修する授業科目を決定し、所定の期間内に PC やスマートフォンを使って、Web 上（UNIVERSAL PASSPORT）で登録しなければなりません。

1・3・2　履修登録期間

履修登録の期間等については、各学期の初めまでに掲示します。

(1) 履修登録を所定の期間内に行わない場合、当該学期の受講を放棄したものとみなします。したがって、試験を受けることができないとともに単位を修得することもできません。
(2) 所定の手続きを経て登録した授業科目以外は受講できないとともに試験を受けることができません。
(3) 登録期間を過ぎると、履修登録を行った授業科目の変更はできません。ただし、前期は５月中旬、後期は 11 月中旬の１週間程度を履修取消期間とし、履修の継続が難しいと思われる科目（ただし必修科目を除く）の履修登録を取り消すことができます。この期間については、各学期の初めに掲示します（履修を取り消すとＧＰＡの対象にはなりません。ＧＰＡについては 1・6 を参照してください）。
(4) 同一時限に開講されている授業科目は、重複して登録できません（隔週講義等、一部、例外除く。）。
(5) 既に単位を修得した授業科目は、再び登録することはできません。

1・3・3　履修単位数の上限（CAP 制）

ＣＡＰ制度とは、単位制度を実質化し、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容を深く身につけることを目的として、学生が履修科目として登録ができる単位数の上限を定め、各年次にわたって適切に授業科目を履修してもらうために導入するものです。

各学期において履修科目の登録を行うことのできる単位数は、24 単位以内です。また、健康・スポーツ科学演習１・２、別途、学務課窓口での申請により履修を許可された科目（夏季（冬季）休業期間中に開講する集中講義、語学研修、単位互換科目など）及び卒業所要単位に算入されない授業科目はこの単位数に含まれません。さらに、２年次及び３年次生であって、前学期において、履修上限の対象授業科目を 20 単位以上修得かつ学期ＧＰＡが 3.5 以上である場合、28 単位まで履修することができます。なお、24 単位を超える分の登録については、別途、学務課での手続きが必要です。

1・3・4　他学部の授業科目の履修手続

(1) 本学部では、他学部の授業科目の履修ができます。国際商経学部経済学コース及び経営学コースの授業科目（当該コース学生のみが履修できる授業科目を除く。）は自由に履修することができますが、その他の授業科目の履修を希望する場合は、掲示され

る他学部の時間割、シラバスで履修を希望する科目を確認したうえ、所定の期間内に学務課に「他学部授業科目履修許可願」を提出しなければなりません。

(2) 提出期間については、通常の履修登録の前に行うこととし、詳しい期間等については各学期の初めに掲示します。

1・3・5　入学前の既修得単位の認定について

本学に入学する前に、本学または他の大学、短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)の認定を希望する学生は、入学した年の4月末までに「既修得単位認定願」を学務課に提出しなければなりません。これには、認定を受けようとする科目が修得済みであることを証明する書類(成績証明書)と、その科目のシラバス（コピーでも可。その場合は提出するコピーに「原本と相違ありません」と記入の上、本人の署名・捺印が必要です。）を添付してください。

1・3・6　履修登録上の一般的注意事項

(1) クラス指定のある授業科目及びあらかじめ申込みをして指導教員の決定している演習については、その決定した指導教員のクラスを登録してください。

(2) 再履修について

ア　不合格になった授業科目について、単位を修得しようとする場合は、改めて、履修、受験しなければなりません。

イ　英語科目

英語科目が不合格になった場合は、改めて指定するクラスで、その科目を履修しなければなりません。

ウ　イ以外の科目についてクラスの指定がある場合は、原則として指定されたクラスで履修してください。

1・3・7 履修の取消

前期は５月中旬、後期は11月中旬の１週間程度を履修取消期間とし、履修の継続が難しいと思われる授業科目の履修登録を取り消すことを認める(ただし必修科目を除く)ので、掲示等に注意してください。

1・4　交通途絶・気象警報発令の場合の休講

1・4・1　対面授業の休講

(1) 交通途絶の場合

ア　基準時間

	交通途絶の状況	授業の取り扱い
(ア)	午前７時までに解決	１時限目から授業（通常どおり）
(イ)	午前７時現在継続し、午前11時までに解決	午前中休講となり、３時限目から授業
(ウ)	午前11時を過ぎても解決しない	午後休講

(エ)	交通途絶が授業開始後に発生した場合	原則として、その時限の授業は平常どおり実施し、次の時限以降の授業は上記(イ)から(ウ)のとおり。

イ　休講に係る交通途絶の要件

(ア)　神戸商科キャンパス

神戸市営地下鉄が不通の場合又は大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合

①　ＪＲ線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合

②　ＪＲ線、山陽電鉄が共に不通の場合

③　ＪＲ線、神戸高速鉄道が共に不通の場合

(イ)　神戸情報科学キャンパス

ポートライナーが不通の場合又は大阪―姫路間で次のいずれかに該当する場合

①　ＪＲ線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合

②　ＪＲ線、山陽電鉄が共に不通の場合

③　ＪＲ線、神戸高速鉄道及び神戸市営地下鉄が共に不通の場合

(ウ)　明石看護キャンパス

大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合

①　ＪＲ線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合

②　ＪＲ線、山陽電鉄が共に不通の場合

(エ)　姫路工学キャンパス、姫路環境人間キャンパス

次のいずれかに該当する場合

①　神姫バスが不通の場合

②　ＪＲ山陽本線及び山陽電鉄の各姫路駅を含む区間が共に不通の場合

(オ)　播磨理学キャンパス

次のいずれかに該当する場合

①　神姫バスが不通の場合

②　ＪＲ線（大阪～岡山間）が不通の場合

(カ)　淡路緑環境キャンパス

次のいずれかに該当する場合

①　明石海峡大橋（本州四国連絡道路）が不通の場合

②　ＪＲ線、山陽電鉄が共に不通の場合

③　淡路ジェノバライン、淡路交通バス、神姫バス、山陽バス、本四海峡バス、ＪＲバスが共に不通の場合

(キ)　豊岡ジオ・コウノトリキャンパス

次に該当する場合

①　全但バス（豊岡駅―キャンパス間）が不通の場合

(ク)　神戸防災キャンパス

大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合

①　ＪＲ線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合

②　ＪＲ線、山陽電鉄が共に不通の場合

③　ＪＲ線、神戸高速鉄道及び神戸市営地下鉄が共に不通の場合

(2) 気象警報発令の場合

ア　種類

神戸地方気象台が発令する気象警報とし、以下の７種類を対象とします。

＜対象とする気象警報＞

【警　　報】「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」

【特別警報】「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」
「大雪特別警報」

※大雨警報は対象ではないので注意してください。

イ　休講に係る警報発令対象地域

〔神戸商科キャンパス・神戸情報科学キャンパス・神戸防災キャンパス〕

神戸市（市内いずれかの区で発令があった場合）

〔その他のキャンパス〕

明石看護キャンパス

明石市又は神戸市（市内いずれかの区で発令があった場合）

姫路工学キャンパス・姫路環境人間キャンパス

姫路市

播磨理学キャンパス

姫路市、相生市、赤穂市、たつの市、太子町、上郡町のうち、いずれかの市町

淡路緑景観キャンパス

淡路市

豊岡ジオ・コウノトリキャンパス

豊岡市

ウ　基準時間

【前日判断】

判断目安	翌日の通勤・通学状況	翌日の授業の取扱
午後５時まで	気象警報の発令や気象予測などに基づく公共交通機関の計画運休が発表されるなど、翌日の通勤・通学が困難であると判断できる場合	以下の取扱いのいずれかを判断 Ａ：【当日判断】の条件を適用する Ｂ：原則、終日オンライン授業に切り替えて実施（注記）

（注記）

・実習、実験科目などオンラインでの実施が困難な授業科目は、オンライン授業に切り替えずに休講とする場合があります。

・居住地域の気象状況や通信施設の被災等による通信不能、自宅から避難所等へ避難したなどの事情によりオンライン授業が受講できなかった場合は、教員に相談してください。

【当日判断】

区分	発令状況	授業の取扱
(ア)	午前７時までに解除	１時限目から授業（通常どおり）
(イ)	午前７時現在発令中で、 午前 11 時までに解除	午前中休講となり、３時限目から授業
(ウ)	午前 11 時を過ぎても解除されない	午後休講
(エ)	授業開始後に発令された場合	原則として、その時限の授業は平常どおり実施し、次の時限以降の授業は上記(イ)から(ウ)のとおり。 ただし、当該授業の継続が困難な場合は、各キャンパスの判断で授業を即座に中止することができる。

※なお、キャンパスが休講の措置を講じない場合であっても、学生が自宅周辺や通学経路の状況により「生命・身体に危険が生じる恐れがある」と判断したときは、無理に通学しないようにしてください。その場合、後日、欠席した授業の教員に事情を説明し、妥当な判断であると認められたときは、教育上の配慮がなされる場合があります。

(3) その他

①集中講義における取扱

・交通途絶、気象警報発令時ともに、1・4・1 (1) (2) と同様の取扱いとする。

・翌日以降の日程については、教員が学生及びキャンパス経営部と協議する。また、異なるキャンパスの教室間を繋ぐ遠隔授業の場合は、キャンパス経営部間でも協議し、必要に応じて大学本部事務局とも調整する。

②定期試験における取扱

・交通途絶時は基本的に上記対応表と同様とする。

・気象警報発令時は以下のとおりとする。

区分	発令状況	授業の取扱
(ア)	午前７時までに解除	１時限目から試験（通常どおり）
(イ)	午前７時現在発令中で、 午前 11 時までに解除	１・２時限は中止、３時限以降は実施
(ウ)	午前 11 時を過ぎても解除されない	３時限以降も中止

(エ)	試験開始後に発令された場合	原則として、その時限の試験は平常どおり実施し、次の時限以降の試験は上記(イ)から(ウ)のとおり。 ただし、当該試験の継続が困難な場合は、各キャンパスの判断で試験を即座に中止することができる。

・(ア)から(エ)に該当しない場合であっても、定時に実施することにより、複数の学生に対し著しく不利益が生じると予測される場合は、各キャンパスの判断により、開始時間の繰り下げ、試験の延期等の措置を講じる場合がある。また、遠隔授業の場合は、他キャンパスの状況も考慮し措置を講じる。

③異なるキャンパスの教室間を繋ぐ遠隔授業については、発信側と受信側のいずれかのキャンパスが休講となった場合には、原則、いずれのキャンパスも休講とする。必ずキャンパスに確認すること。

④気象警報発令による休講の取扱については、対象外の警報であっても、「生命・身体に危険が生じる恐れがある」とキャンパスが判断した場合は、休講又はオンライン授業への切り替え措置を講じることがある。

⑤上記の事情にかかわらず、キャンパス全体の授業実施に大きな支障をきたす恐れがあるとキャンパスが判断した場合は、休講又はオンライン授業への切り替えの措置を講じることがある。

1・4・2　対面授業によらない授業の休講

オンライン配信やオンデマンド配信など、対面形態によらない授業における交通途絶、気象警報発令が発令された場合の取扱いを下記のとおりとします。

（1）オンライン配信による授業

原則、休講となる場合は以下のとおりです。

・教員が移動中に交通途絶が発生し授業開始時間から 30 分以内に配信できない場合

・気象警報による公共交通機関の計画運休や自治体からの避難指示等により、教員が授業開始時間から 30 分以内に配信できない場合

なお、居住地域の気象状況や通信施設の被災等による通信不能などにより、オンライン配信を視聴できなかった場合は、教員に相談してください。

（2）録画配信や課題等による授業

原則、授業を実施します。

1・5　学科試験について

学科試験は、定期試験、期間外試験、追試験に分類でき、成績評価の基礎となるものです。

(1) 定期試験

ア 定期試験は学期末に実施され、前期試験は８月上旬に、後期試験は２月上旬に行います。

イ 試験時間割表は、前期は７月上旬に、後期は１月上旬に掲示します。

ウ 試験時間は、１時限を 80 分とし、その時間帯は次のとおりです。
通常の授業時間とは異なっていますので注意してください。

時　限	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限
時　間	9：10～ 10：30	10：50～ 12：10	13：10～ 14：30	14：50～ 16：10	16：30～ 17：50	18：10～ 19：30

エ 受験上の留意事項

（ア）試験開始 10 分前(チャイムにより合図)から学生証を携帯していることを確認し、入場する。

（イ）事前に掲示する配席図により指定された番号の席に着席する。

（ウ）学生証は机の通路側に置くこと。

（エ）受験に必要なもの以外のものはすべて試験開始前にかばんに入れ床におき、机の中には入れないこと。

（オ）携帯電話(スマートフォンを含む）やスマートウォッチ、ワイヤレスイヤホン等の電子機器は電源を切りかばんに入れ床におくこと。

（カ）答案用紙には、着席番号、受験科目、学籍番号、氏名等を必ず記入すること。無記名の答案は無効となります。

（キ）試験開始後 30 分を経過した場合は、入場できません。

（ク）試験開始後 40 分を経過しなければ、退場できません。

（ケ）答案は、監督者の指示に従い所定の箱に入れる等の方法により必ず提出すること。持ち帰ってはなりません。

（コ）学生証を忘れた場合は、国際交流・学生課で「仮身分証明書」の発行を求めること。なお、仮身分証明書の発行を求める場合には、本人であることを証するもの（運転免許証等）を提示すること。この取扱いは期間外試験の際も同様とする。

（サ）試験の不正行為とは、次のいずれかに該当する行為とします。

・使用を許されない書籍、ノート、紙片、その他電子機器等を見ること。
・携帯電話を使用すること。
・他の人の答案をのぞきみること、または故意にそれを許すこと。
・私語をすること。
・その他社会通念上受験者として正当でないと思われる行為をすること。

（シ）不正行為があった場合は、当該試験の学期の全科目及び通年の全科目の単位を無効とします。また、この場合において、関係教授会等での審議の結果、必要と認められた場合は、その氏名を公表することがあります。さらに、特

に悪質な不正行為に対しては、懲戒することがあります。不正行為がないように十分留意してください。

（ス）その他留意事項は、試験前に掲示します。

(2) 期間外試験

期間外試験は、定期試験の期間以外の時期に行う試験をいい、担当教員が適宜実施します。

(3) 定期試験を受験できない者に対する処置

ア やむを得ない事由により所定の期日に定期試験を受けることができない者は、「試験欠席承認願」を提出し、適宜の方法により成績評価を受けることができます。やむを得ない事由については、次の(ア)から(オ)までに準ずる事由に該当するものとします。

（ア）病気

（イ）災害及び不慮の事故

（ウ）父母、配偶者又は子の死亡

（エ）兄弟姉妹又は祖父母の死亡

（オ）その他前各号に準ずる事由

イ 「試験欠席承認願」を提出する場合は、原則として、定期試験開始までに学務課に連絡し、その後速やかに提出してください。その場合、病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては、その事由を証明する書類を提出する必要があります。

ウ 試験欠席の承認や適宜の方法については、別途通知します。

(4) 履修登録を行った科目以外の科目は、試験を受けることができません。

(5) 既に単位を修得した科目は、受験できません。

(6) レポートについて

ア 授業科目によっては、レポートは試験と同様、成績評価の手段として行われます。

イ レポートは、所定の期間内に提出しなければなりません。

ウ レポート作成上、原則として留意すべき事項

（ア）横書きとし、表紙は様式１（19 ページ参照）の記載例により科目名、担当教員名、題目、所属学部、所属学科、入学年度、学籍番号、氏名を記入すること。

（イ）レポート用紙の左上の部分をホッチキスでとめること。

エ 担当教員から別の指示がある場合は、それに従うこと。

1・6　成績評価について

(1) 学業成績は、定期試験または期間外試験、レポート、実技テスト等の結果に基づき 100 点法によって評価し、60 点以上を合格として単位を与えます。

(2) 評点と評語の関係は、次のとおりです。

評語	区分	評価の基準
S	90 点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80 点以上 90 点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70 点以上 80 点未満	到達目標を達成できている成績
C	60 点以上 70 点未満	到達目標を最低限達成できている成績
D	60 点未満	不合格

(3) 成績は、翌学期が始まるまでに UNIVERSAL PASSPORT 上で公開します。

(4) 成績公開日は別に掲示します。

(5) 成績評価に対する不服申出制度

本学では、学生が、自らの成績評価に関して不服がある場合、成績発表後 7 日以内に、担当教員に成績確認を依頼することができます。（ただし、卒業判定に関わる場合及び 3 月 1 日以降に開示された場合は 3 日以内）。

この確認を行った結果、納得できなかった時は、次の場合に限り不服申し立てをすることができます（担当教員から回答を受け取った日から 3 日以内）。

（ア） 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われる事案。

（イ） シラバスや授業時間内での指示等により周知されている成績評価の方法から明らかに逸脱した評価であると思われる事案。

（ウ） 担当教員から十分な説明等の対応がなかった事案。

(6) ＧＰＡ制度

本学では、学修の状況及び結果を明確化することにより、学習意欲を高め、学期ごとの学修及び学習指導に役立てるとともに、厳格な成績評価を推進し、学びの質を向上させることを目的に、ＧＰＡ制度を導入しています。

ＧＰＡとはグレード・ポイント・アベレージの略で、学業成績の評語を数値化し、その平均点を算出したもので、次の通り取り扱います。

（ア）各授業科目の成績評価に基づき、下表の通りグレード・ポイント（ＧＰ）が与えられます。

評語	S	A	B	C	D
ＧＰ	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

（イ）ＧＰＡの対象科目は、５段階評語又は素点によって成績認定される授業科目であって、卒業要件に算入できる授業科目です。ＧＰＡの算出方法は、次の計算式によるものとし、小数点以下第３位を切り捨てます。

$$\text{学期ＧＰＡ} = \frac{\text{(当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP×当該授業科目の単位数)の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

$$\text{学年ＧＰＡ} = \frac{\text{(当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP×当該授業科目の単位数)の合計}}{\text{当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

$$\text{通算ＧＰＡ}=\frac{\text{(在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP×当該授業科目の単位数)の合計}}{\text{在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

（ウ）履修取消制度について

前期は５月中旬、後期は 11 月中旬の１週間程度を履修取消期間とし、履修の継続が難しいと思われる科目（ただし必修科目を除く）の履修登録を取り消すことを認めていますので、掲示等に注意してください。

履修取消を怠ると、履修放棄とみなし、「Ｄ」扱いとなるので注意してください。

１・７　遠隔授業についての注意事項

遠隔授業は、複数のキャンパスにおいて同時に実施するため、受信教室と発信教室のいずれかにおいて、気象警報等により遠隔授業が実施できない場合は、学生間の公平を図る観点から、発信教室及び受信教室ともに授業を中止（又は休講）します。交通途絶及び気象に関する警報が発令された場合の休講措置は、１・４を確認してください。

１・８　転学部制度について

本学では、一定の要件を満たせば転学部をすることができます。転学部を希望する者は、学務課に問い合わせてください。

１・９　秋季卒業について

(1) ４年以上在学し、前期の終了時に卒業の要件を満たす者は、９月末に卒業（秋季卒業）することができます。

(2) 秋季卒業を希望する者は、所定の期間内に学務課に「秋季卒業願」を提出しなければなりません。提出しない場合は、自動的に翌年３月の卒業となります。

(3) 秋季卒業の受付については、４月中旬に詳細を掲示します。

１・10　早期卒業（３年次卒業）について

社会情報科学部では、成績優秀な学生を対象として、３年次終了時に卒業できる早期卒業制度を実施しています。

(1) 早期卒業するためには次の条件をすべて満たす必要があります。

・３年次終了時点において、本学部の定める卒業所要単位をすべて修得していること。

・３年次終了時点において、兵庫県立大学ＧＰＡ制度要綱第５条第３項に規定する計算式により求められた通算ＧＰＡ（以下「通算ＧＰＡ」という。）が 3.4 以上であること。

・卒業研究Ⅱを履修した上で卒業論文を作成し、審査に合格していること。

・本学の大学院又は専門職大学院への進学を希望し、当該大学院の入学試験に合格しているだけでなく、入学手続を完了していること。

・本学部の早期卒業判定審査委員会による面接審査を受け、合格していること。

・２年次終了時点において、早期卒業候補者の認定を受けていること。

(2) 早期卒業候補者となるためには、次の条件をすべて満たす必要があります。

・２年次終了時点において、卒業所要単位のうち、88 単位以上を修得していること。

・２年次終了時点において、通算ＧＰＡが 3.5 以上であること。

・２年次終了時点において、基礎ゼミナール及び PBL 演習Ⅱの単位を修得していること。

(3) 早期卒業に関するスケジュールは次の通りです。

	学　　生	社会情報科学部
２年次２月	早期卒業候補者認定願の提出	早期卒業候補者認定願の受理
２年次３月		教授会 早期卒業候補者認定可否の結果通知
３年次４月	履修登録（卒業研究Ⅰを含む）	
３年次９月	中間面接	
３年次 10 月	履修登録（卒業研究Ⅱを含む）	
３年次２月まで	卒業論文の提出	卒業論文の受理
	卒業論文審査	
３年次３月	面接審査	
	卒業	卒業判定

(4) 早期卒業をするためには、特に計画的な学習が求められます。早期卒業願を提出するまでに、研究指導を希望する教員を訪問し、相談するようにしてください。

1・11　その他

(1) 学生に対する伝達事項は、特別の場合を除きすべて掲示します。

(2) 学生の問い合わせや照会には学務課窓口で対応します。

〔様式１〕　　〔レポート表紙記載例〕

○○○論（担当：○○○○教授）

□□□□□

社会情報科学部社会情報科学科
２０○○年度入学
JB○○S○○○
兵庫　太郎
２０○○年○○月○○日提出

第２ 履修の指針

以下では、卒業に必要な履修科目と必要単位について説明します。

2・1　全学共通科目

全学共通科目は、「人間形成教育科目」、「学際教育科目」、「外国語教育科目」及び、「情報教育科目」から構成されています。

① 人間形成教育科目

人間そのものと文化、社会、自然の関係性について広い視野と多様な知識を修得することを目的として、３分野の科目体系で構成されています。

② 学際教育科目

主体的な学修態度や生涯学び続ける姿勢を身につけ、また学部の枠を超えた実践的学修を通じて課題解決力を培うことを目的とした「ゼミナール」、総合大学としての強みや本学の特色を活かし、本学だからこそ学修できる「県大特色系」、スポーツを通じての健康・体力の保持増進や、食生活が要因となる生活習慣病の予防に関する知識の修得を目的とした「健康・スポーツ科学系」の３つの科目体系で構成されています。

③ 外国語教育科目

グローバル社会に対応できるコミュニケーション手段としての英語４技能の修得とドイツ語やフランス語、中国語などの外国語を学びます。

④ 情報教育科目

データサイエンスの重要性に対する理解を深め、データサイエンスの概念やその活用について基本的な技術を身につけることを目的とした科目を開講しています。

2・1・1　全学共通科目に関する卒業に必要な単位数

卒業するためには、以下に述べる条件を満たして 28 単位以上を履修しなければなりません。

①　人間形成教育科目から６単位 （人文科学系２単位以上、社会科学系２単位以上、自然科学系２単位以上） ②　学際教育科目から４単位 （基礎ゼミナール２単位、県大特色系２単位以上） ③　外国語教育科目から英語６単位 ④　情報教育科目からデータサイエンス入門２単位 ⑤　その他、全学共通科目に属する科目から 10 単位以上

①＋②＋③＋④＋⑤＝28 単位以上になるので、①から⑤までのすべての条件を満たせば、卒業要件を充たすことになります。

ただし、すべての科目が毎年開講されるわけではなく、隔年開講の科目もあるので、注意してください。

2・1・2　人間形成教育科目　人文科学系（選択科目）

人文科学系から２単位以上修得しなければなりません。

2・1・3　人間形成教育科目　社会科学系（選択科目）

社会科学系から２単位以上修得しなければなりません。

2・1・4　人間形成教育科目　自然科学系（選択科目）

自然科学系から２単位以上修得しなければなりません。

2・1・5　学際教育科目　基礎ゼミナール（必修科目）

基礎ゼミナールは少人数のクラスに分かれ、大学における学習、研究の態度と習慣を養い、クラスの交流を深めることを目的として、入学時から半年間行うものです。卒業するために必ず修得しなければなりません。

2・1・6　学際教育科目　学際ゼミナール（選択科目）

履修の方法については 2・12（24 ページ）を参照してください。

修得した単位は、2・1・1 の⑤の部分として卒業に必要な単位数に算入されます。

2・1・7　学際教育科目　県大特色系（選択科目）

県大特色系から２単位以上修得しなければなりません。

2・1・8　学際教育科目　健康・スポーツ科学系（選択科目）

健康・スポーツ科学演習 1・2 を１年次に極力履修してください。

修得した単位は、2・1・1 の⑤の部分として卒業に必要な単位数に算入されます。

2・1・9　英語（必修科目）

英語科目として以下の必修科目があり、１年次に履修します。

Academic English 1・2	（各１単位）
Practical English 1・2	（各１単位）
English Communication 1・2	（各１単位）

これらの科目は、卒業するために必ず修得しなければなりません。

履修は、年度初めに示されるクラス区分によって行います。

履修登録を行った科目が不合格になった場合の再履修については、「1･3 履修について」の履修登録上の一般的注意事項(2)（９ページ）を参照してください。

2・1・10　外国語（選択科目）

外国語科目として、中国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、韓国・朝鮮語を開講しています。修得した単位は、2・1・1の⑤の部分として、卒業に必要な単位数に算入されます。

2・1・11　情報教育科目（必修科目）

情報関連の必修科目として以下の科目があり、１年次に履修します。

データサイエンス入門　　２単位

この科目は、卒業するために必ず修得しなければなりません。

履修は、毎年度初めに示されるクラス区分によって行います。履修登録を行った科目が不合格になった場合の再履修については、「1・3 履修について」の履修登録上の一般的注意事項(2)（９ページ）を参照してください。

2・2　PBL 演習Ⅰ・Ⅱ（必修科目）

Ⅰは１年次後期、Ⅱは２年次後期に必ず履修しなければなりません。なお、Ⅱを履修するためには、本学部に１年６か月以上在学し、PBL 演習Ⅰ及びデータ分析演習の単位を修得しなければなりません。

2・3　研究演習Ⅰ・Ⅱ（必修科目）

Ⅰは３年次前期、Ⅱは３年次後期に必ず履修しなければなりません。研究演習のクラスは、担当教員の選考により決定します。

2・4　卒業研究Ⅰ・Ⅱ（必修科目）

４年次に必ず履修しなければなりません。なお、卒業研究Ⅰを履修するためには、本学部に３年以上在学し、基礎ゼミナール、PBL 演習Ⅱ、研究演習Ⅰ、研究演習Ⅱの単位を修得した上で、卒業所要単位のうち、100 単位以上を修得しなければなりません。卒業研究Ⅱを履修するためには、本学部に３年６か月以上在学し、卒業研究Ⅰを修得しなければなりません。

ただし、早期卒業候補者は、３年次に卒業研究Ⅰ、Ⅱを履修します。その場合でも、卒業研究Ⅰ、Ⅱを履修するためには基礎ゼミナール、PBL 演習Ⅱの単位を修得しなければなりません。

2・5　専門基礎科目・専門教育科目

ここでは、専門基礎科目・専門教育科目（演習を除く）の履修方法について説明します。以下の説明と併せて学則と学部規程の関連部分を参照してください。

専門基礎科目・専門教育科目（演習を除く）の卒業に必要な単位数

社会情報科学部卒業要件（表１）に示すように、専門教育科目（演習を除く）は、情報科学関連科目、データ分析関連科目、意思決定関連科目、社会関連基本科目、社会関連発

展科目で構成されます。卒業するためには専門基礎科目を 24 単位、専門教育科目を 60 単位以上修得しなければなりませんが、これには以下の条件を満たさなければなりません。

（１）専門基礎科目

必修科目を 24 単位修得。

（２）専門教育科目

① 情報科学関連科目：必修科目を８単位修得。選択必修科目を８単位以上修得。
② データ分析関連科目：必修科目を８単位修得。選択必修科目を４単位以上修得。
③ 意思決定関連科目：必修科目を４単位修得。選択必修科目を２単位以上修得。
④ 社会関連基本科目：選択必修科目を４単位以上修得。
⑤ 選択科目・社会関連発展科目：選択必修科目を４単位以上修得。
⑥ 選択必修の必要単位数を超えて修得した科目：18 単位以上修得。

2・6　他学部の授業科目

国際商経学部経済学コース及び経営学コースの授業科目（当該コース学生のみが履修できる授業科目を除く。）は、学生の興味に応じて履修することができます。

国際商経学部経済学コース及び経営学コース以外の学部の授業科目の履修を希望する場合には、他学部授業科目履修許可願を学務課に提出して、当該学部長の許可があれば履修できます。

2・7　他大学の授業科目

社会情報科学部では、学生が海外体験や国際活動参加体験を行うことを奨励しています。

その中でも、兵庫県立大学と協定を結んで実施される以下のプログラムは、プログラムを修了して所定の手続をすれば、本学の単位として認定されます。

（１）海外交換留学（留学期間は半年または１年間）

交換留学先：国際交流機構で確認してください。

（２）海外語学演習（３週間から１ヶ月程度）

研　修　先：国際交流機構で確認してください。

2・8　副専攻プログラム

兵庫県立大学では、主専攻（所属学部の専攻）以外にも学びの機会を拡げるため、副専攻を提供しています。詳しくは別冊「副専攻履修の手引」を参照してください。

2・9　社会情報科学部の卒業要件（まとめ）

社会情報科学部の卒業要件を式で示して、これまでの履修の指針を復習します。

2・9・1　総単位

総単位は以下の数式のように、全学共通科目 28 単位、専門基礎科目 24 単位、専門教育科目 72 単位から構成され、合計 124 単位以上を修得してください。

総単位(124)＝全学共通科目(28)＋専門基礎科目(24)＋専門教育科目(72)

2・9・2　全学共通科目

全学共通科目は、人間形成教育科目６単位、基礎ゼミナール２単位、県大特色系２単位、英語科目６単位、情報教育科目２単位、その他選択科目から構成され、合計 28 単位以上を修得してください。

全学共通科目(28)＝人間形成教育科目(６)＋基礎ゼミナール（２）＋県大特色系（２） 英語(６)＋情報教育科目(２)＋その他選択(10)

2・9・3　専門基礎科目

専門基礎科目は必修科目 24 単位を修得してください。

2・9・4　専門教育科目

専門教育科目は、情報科学関連科目 16 単位、データ分析関連科目 12 単位、意思決定関連科目６単位、社会関連基本科目４単位、社会関連発展科目４単位、演習科目 12 単位、必要単位数を超えて修得した科目18単位から構成され、合計72単位以上修得してください。

専門教育科目(72)＝情報科学関連(16)＋データ分析関連(12)＋意思決定関連(６) ＋社会関連基本(４)＋社会関連発展(４)＋演習(12) ＋余分に修得した単位(18)

2・10　カリキュラムマトリクス、カリキュラムマップ、履修モデル

表２にカリキュラムマトリクス、図１にカリキュラムマップ、表３に履修モデルを示します。カリキュラムマトリクスは、本学部のディプロマ・ポリシーと授業科目との対応関係を示した表です。カリキュラムマップは、これを図示したものであり、カリキュラムを体系的に示しています。履修モデルはあくまでも一例であり、この通りに履修する必要はありませんが、これらを参考に、自らの目的に沿って履修計画を作成してください。

2・11　数理・データサイエンス・AI 教育プログラム

本学では、学部生の数理・データサイエンス・AI への関心を高め、その基礎を修得することを目指し、全学部生を対象とした「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」を実施しています。社会情報科学部のカリキュラムは、文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」および「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（応用基礎レベル）」に認定されています。対象となる授業科目や修了要件等の詳細は、本学の関連ウェブページを確認してください。

2・12　学際ゼミナール

総合大学としてのメリットを生かし、学部学科の枠を超えて集った学生が意見やアイデアを交わしながら課題に取り組むことを通して、県立大生としての相互理解や自己理解を深めるとともに、分野横断的な学際的思考の基礎を身につけることを目的とした科目です。

・基礎ゼミナールは必修科目ですが、学際ゼミナールは選択科目です。
・各学部の教員により複数のゼミが開講される予定です。
・前期（集中講義）および後期（週間授業及び集中講義）に開講します。
・１ゼミあたり 15 名を上限として設定しており、15 名を超えた場合は抽選となります。
・履修者数が少ない場合は、開講しないこともあります。
・前期と後期の２回、それぞれ２つのゼミを上限として、履修希望アンケートに申し込みができます。アンケート申し込みの期間や方法は通常の履修登録とは別に告知されますので、学務課からの連絡を見逃さないようにしてください。
・単位を取得できるゼミは在学期間中に１つだけです。受講が決まった学際ゼミの履修取り消しはできません。案内チラシ、シラバス及び教員への質問でゼミの内容を十分に確認してから申し込んでください。
・ゼミによっては、交通費などの自己負担が生じる場合があります。また、フィールドワークや実験のために、普段の教室以外の場所等で授業がある場合があります。案内チラシ、シラバス及び教員からの指示をよく確認しておいてください。
・英語のみで行われるゼミもありますので、シラバスで使用言語を確認してください。
・学部学科横断型・少人数のゼミナール科目であり、具体的な授業日程は受講生と調整をしながら決める場合があります。教員からの連絡を見逃さないようにしてください。

〔表２　社会情報科学部カリキュラムマトリクス〕

カリキュラムマトリクス

学部名：社会情報科学部社会情報科学科

学部DP

DP1	データを正しく捉えるための幅広い知識、情報科学およびデータ分析の専門知識を身につけている
DP2	組織・地域・社会における諸問題を客観的にとらえ、問題解決に向けて論理的に考える能力を身につけている
DP3	データを扱い分析するための専門知識とスキルを修得し、情報倫理をわきまえて利活用する能力を身につけている
DP4	チームによる効果的な問題解決を行うためのコミュニケーション能力を身につけ、リーダーシップを発揮することができる

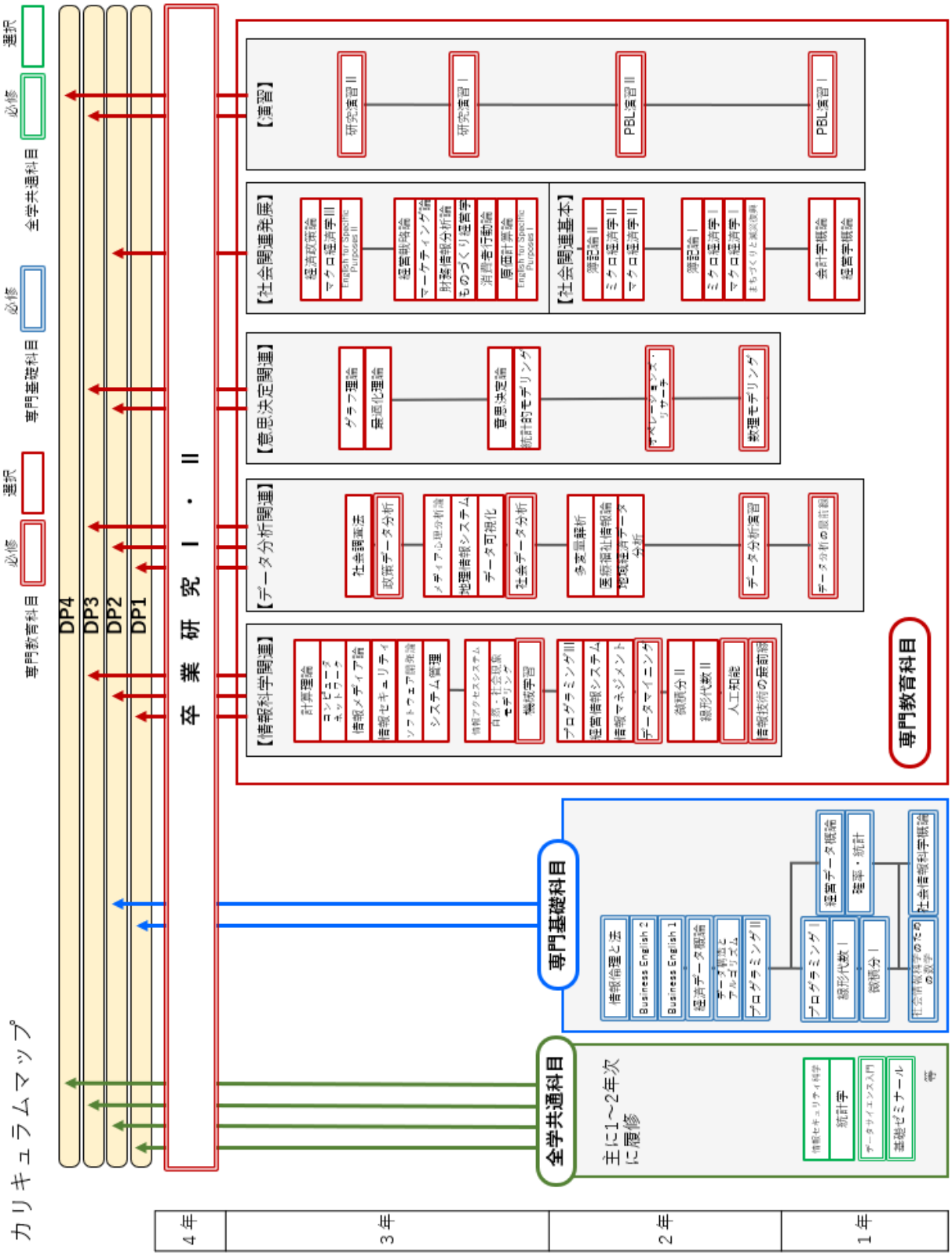
授業科目名	単位数	授業形態	DP1	DP2	DP3	DP4
哲学概論	2	講義		◎		
倫理学概論	2	講義		◎		
歴史学概論	2	講義		◎		
文学概論	2	講義		◎		
心理学概論	2	講義		◎		
文化人類学概論	2	講義		◎		
芸術学	2	講義		◎		
宗教学	2	講義		◎		
論理学	2	講義		◎		
教育学	2	講義		◎		
法学概論	2	講義		◎		
政治学概論	2	講義		◎		
経済学概論	2	講義		◎		
社会学概論	2	講義		◎		
地理学概論	2	講義		◎		
日本国憲法（憲法学）	2	講義		◎		
政策科学	2	講義		◎		
国際関係学	2	講義		◎		
社会福祉学	2	講義		◎		
数学概論	2	講義	◎		○	
生命科学概論	2	講義		◎		
物質科学概論	2	講義		◎		
環境学概論	2	講義		◎		
地球科学概論	2	講義		◎		
科学史概論	2	講義		◎		
統計学	2	講義	◎		○	

授業科目名	単位数	授業形態	DP1	DP2	DP3	DP4
生命倫理学	2	講義		◎		
生態学	2	講義		◎		
基礎ゼミナール	2	講義		○	○	◎
学際ゼミナール	2	講義		○	○	◎
国際社会学概論	2	講義		◎		
地域社会学概論	2	講義		◎		
防災学概論	2	講義		◎		
博物学概論	2	講義		◎		
地方自治学概論	2	講義		◎		
情報セキュリティ科学	2	講義	○		◎	
医療工学	2	講義		◎		
放射光科学	2	講義		◎		
宇宙科学	2	講義		◎		
園芸学	2	講義		◎		
リーダーシップ概論	2	講義		○		◎
健康・スポーツ科学演習1	1	演習		◎		
健康・スポーツ科学演習2	1	演習		◎		
健康・スポーツ科学概論	2	講義		◎		
栄養学概論	2	講義		◎		
Academic English 1	1	講義	◎			
Academic English 2	1	講義	◎			
Practical English 1	1	講義	◎			
Practical English 2	1	講義	◎			
English Communication 1	1	講義	◎			
English Communication 2	1	講義	◎			
フランス語1	1	講義	◎			
フランス語2	1	講義	◎			
ドイツ語1	1	講義	◎			
ドイツ語2	1	講義	◎			
スペイン語1	1	講義	◎			
スペイン語2	1	講義	◎			
中国語1	1	講義	◎			
中国語2	1	講義	◎			
韓国・朝鮮語1	1	講義	◎			
韓国・朝鮮語2	1	講義	◎			
データサイエンス入門	2	講義・演習	◎	○	○	
社会情報科学概論	2	講義	○	◎		
社会情報科学のための数学	2	講義	◎		○	

授業科目名	単位数	授業形態	DP1	DP2	DP3	DP4
微積分Ⅰ	2	講義・演習	◎		○	
線形代数Ⅰ	2	講義・演習	◎		○	
確率・統計	2	講義	◎		○	
プログラミングⅠ	2	講義・演習	◎		○	
経営データ概論	2	講義	◎		○	
プログラミングⅡ	2	講義・演習	◎		○	
データ構造とアルゴリズム	2	講義	◎		○	
経済データ概論	2	講義	◎		○	
情報倫理と法	2	講義	○		◎	
Business English 1	1	講義	◎		○	
Business English 2	1	講義	◎		○	
情報技術の最前線	2	講義	○	◎		
人工知能	2	講義	○		◎	
データマイニング	2	講義	○		◎	
機械学習	2	講義	○		◎	
微積分Ⅱ	2	講義	○		◎	
線形代数Ⅱ	2	講義	○		◎	
情報マネジメント	2	講義	○		◎	
プログラミングⅢ	2	講義・演習	○		◎	
経営情報システム	2	講義	○		◎	
情報アクセスシステム	2	講義	○		◎	
システム管理	2	講義	○		◎	
コンピュータネットワーク	2	講義	○		◎	
情報セキュリティ	2	講義	○		◎	
ソフトウェア開発論	2	講義	○		◎	
計算理論	2	講義	○		◎	
情報メディア論	2	講義	○		◎	
自然・社会現象モデリング	2	講義	○		◎	
特殊講義A（情報科学）	2	講義	○		◎	
データ分析の最前線	2	講義	○	◎	○	
データ分析演習	2	講義	○		◎	
社会データ分析	2	講義	○	◎	○	
政策データ分析	2	講義	○	◎	○	
多変量解析	2	講義	○		◎	
医療福祉情報論	2	講義	○		◎	
データ可視化	2	講義	○		◎	
地理情報システム	2	講義	○		◎	
社会調査法	2	講義	○		◎	

授業科目名	単位数	授業形態	DP1	DP2	DP3	DP4
地域経済データ分析	2	講義	○		◎	
メディア心理分析論	2	講義	○		◎	
特殊講義B（データ分析）	2	講義	○		◎	
数理モデリング	2	講義		○	◎	
オペレーションズ・リサーチ	2	講義		○	◎	
統計的モデリング	2	講義		○	◎	
最適化理論	2	講義		○	◎	
グラフ理論	2	講義		○	◎	
意思決定論	2	講義		○	◎	
特殊講義C（意思決定）	2	講義		○	◎	
経営学概論	2	講義		◎		
会計学概論	2	講義		◎		
簿記論Ⅰ	2	講義		◎		
ミクロ経済学Ⅰ	2	講義		◎		
マクロ経済学Ⅰ	2	講義		◎		
簿記論Ⅱ	2	講義		◎		
ミクロ経済学Ⅱ	2	講義		◎		
マクロ経済学Ⅱ	2	講義		◎		
まちづくりと減災復興	2	講義		◎		
上級日本語・日本文化	2	講義		◎		
外国語海外研修	2	講義		◎		
経済政策論	2	講義		◎		
経営戦略論	2	講義		◎		
マーケティング論	2	講義		◎		
マクロ経済学Ⅲ	2	講義		◎		
財務情報分析論	2	講義		◎		
ものづくり経営学	2	講義		◎		
消費者行動論	2	講義		◎		
原価計算論	2	講義		◎		
English for Specific Purposes Ⅰ	2	講義	○		◎	
English for Specific Purposes Ⅱ	2	講義	○		◎	
特殊講義D（社会関連）	2	講義		◎		
PBL演習Ⅰ	2	演習	○	○	○	◎
PBL演習Ⅱ	2	演習	○	○	○	◎
研究演習Ⅰ	2	演習	○	◎	○	○
研究演習Ⅱ	2	演習	○	◎	○	○
卒業研究Ⅰ	2	演習	○	◎	○	
卒業研究Ⅱ	2	演習	○	◎	○	

〔図１　社会情報科学部カリキュラムマップ〕



〔表３　社会情報科学部履修モデル〕

					1年次	単位	2年次	単位	3年次	単位	4年次	単位	計	必要単位数	
全学共通科目	人間形成教育科目	人文科学系					心理学概論	2					2	2	28
		社会科学系			経済学概論	2	政策科学	2					4	2	
		自然科学系			統計学	2							2	2	
	学際教育科目	ゼミナール	必修		基礎ゼミナール	2							2	2	
					学際ゼミナール	2							2		
		県大特色系			情報セキュリティ科学	2	医療工学	2					4	2	
		健康・スポーツ科学系			健康スポーツ科学演習1	1	健康スポーツ科学概論	2					4		
					健康スポーツ科学演習2	1									
	外国語教育科目	英語	必修		Academic English 1	1							6	6	
					Practical English 1	1									
					English Communication 1	1									
					Academic English 2	1									
					Practical English 2	1									
					English Communication 2	1									
		外国語													
	情報教育科目	情報系	必修		データサイエンス入門	2							2	2	
専門教育科目	専門基礎科目		必修		社会情報科学概論	2	プログラミングⅡ	2					24	24	96
					社会情報科学のための数学	2	情報倫理と法	2							
					微積分Ⅰ	2	データ構造とアルゴリズム	2							
					線形代数Ⅰ	2	経済データ概論	2							
					プログラミングⅠ	2	Business English 1	1							
					確率・統計	2	Business English 1	1							
					経営データ概論	2									
	情報科学関連科目		必修				情報技術の最前線	2	機械学習	2			8	8	
							人工知能	2							
							データマイニング	2							
							微積分Ⅱ	2	情報アクセスシステム	2			10	8	
									コンピュータネットワーク	2					
									情報セキュリティ	2					
									ソフトウェア開発論	2					
	データ分析関連科目		必修		データ分析の最前線	2	データ分析演習	2	社会データ分析	2			8	8	
									政策データ分析	2					
							多変量解析	2	データ可視化	2			10	4	
							医療福祉情報論	2	地理情報システム	2					
									メディア心理分析論	2					
	意思決定関連科目		必修				数理モデリング	2					4	4	
							オペレーションズ・リサーチ	2							
									統計的モデリング	2	意思決定論	2	8	2	
									最適化理論	2					
									グラフ理論	2					
	社会関連基本科目				経営学概論	2	ミクロ経済学Ⅰ	2					6	4	
							ミクロ経済学Ⅱ	2							
	社会関連発展科目								経営戦略論	2	消費者行動論	2	6	4	
									マーケティング論	2					
	演習科目		必修		PBL演習Ⅰ	2	PBL演習Ⅱ	2	研究演習Ⅰ	2	卒業研究Ⅰ	2	12	12	
									研究演習Ⅱ	2	卒業研究Ⅱ	2			
履修単位数					40		42		34		8		124	124	

第３ 学則・学部規程等

１．学則

兵庫県立大学学則

第１章　総　則

（目的）

第１条　兵庫県立大学（以下「本学」という。）は、学術の中心として、豊かな教養をはぐくむとともに、深く専門の学芸を教育研究し、地域社会や国際社会の発展に寄与し得る創造力を持つ人間性豊かな人材の育成に努めるとともに、学術的な新知見を国内外に発信して地域の活性化と我が国の発展、ひいては世界人類の幸せに貢献することを目的とする。

（学部）

第２条　本学に、国際商経学部、社会情報科学部、工学部、理学部、環境人間学部及び看護学部を置く。

２　学部の学科及び定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
国際商経学部	国際商経学科	360	1,440
社会情報科学部	社会情報科学科	100	400
工学部	工学科	352	1,408
理学部	物質科学科	90	360
	生命科学科	85	340
	小計	175	700
環境人間学部	環境人間学科	205	820
	（うち食環境栄養課程）	(40)	(160)
看護学部	看護学科	105	420
計		1,297	5,188

３　学部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、学部規程で定める。

（大学院）

第３条　本学に大学院を置く。大学院の学則は、別にこれを定める。

（職員組織）

第４条　本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び職員を置く。

第２章　学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限

（学年）

第５条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

２　前項の規定にかかわらず、国際商経学部国際商経学科の外国人留学生（外国人留学生選抜により入学する者。以下、「外国人留学生選抜入学者」という。）にあっては学年は、９月 20 日に始まり、翌年９月 19 日に終わる。

（学期）

第６条　学年は、次の２学期に分ける。

前期　　４月１日から９月 30 日まで

後期　　10 月１日から翌年３月 31 日まで

２　前項の規定にかかわらず、国際商経学部国際商経学科グローバルビジネスコースの学年は、次の２学期に分ける。

春学期　４月１日から９月 19 日まで

秋学期　９月 20 日から翌年３月 31 日まで

（休業日）

第７条　休業日は、次のとおりとする。

（１）　日曜日及び土曜日

（２）　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）による休日

（３）　春季休業　４月１日から４月６日まで

（４）　夏季休業　８月１日から９月 30 日まで

（５）　冬季休業　12 月 25 日から翌年１月４日まで

２　学長は、前項の休業日のほか、臨時の休業日を定めることができる。

３　学長は、学部の事情により特に必要があると認める場合は、学部長の申し出に基づき、当該学部に関し、第１項の休業日を変更することができる。

４　学長は、前項に規定するもののほか、特に必要があると認める場合は、第１項の休業日を臨時に変更することができる。

（修業年限）

第８条　学部の修業年限は、４年とする。

（在学年限）

第９条　学部の在学年限は、８年を超えることはできない。ただし、編入学により入学した者は、第 23 条に規定する在学すべき年数の２倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第３章　教育課程及び履修方法等

（教育課程）

第 10 条　教育課程は、本学の教育上の目標を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

（副専攻）

第 10 条の２　前条により編成する教育課程として、特定の分野または課題の授業科目で構成する副専攻を設置し、その学習成果を認定することができる。

２　副専攻に関して必要な事項は別に定める。

（授業科目及び授業の方法）

第 10 条の３　授業科目の区分は、全学共通科目、専門基礎科目（専門関連科目）、専門教育科目及び教職課程科目とする。

２　全学共通科目は、高等教育推進機構長の下、全学が協力して開設する。

３　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

４　前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

５　前４項に規定するもののほか、授業科目及び授業の方法に関して必要な事項は、学部規程で定める。

（単位の計算）

第 11 条　授業科目の単位数を定めるに当たっては、１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、前条第３項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で学部規程で定める時間の授業をもって１単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部規程で定める時間の授業をもって１単位とすることができる。

２　前項の規定にかかわらず、全学共通科目については、次の基準により単位を計算するものとする。

（１）講義（基礎ゼミナールを含む。）については、15 時間の授業をもって１単位とする。

（２）外国語、演習については、30 時間の授業をもって１単位とする。

（３）実験、実習、実技については、45 時間の授業をもって１単位とする。

（４）一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前３号に規定する基準を考慮して高等教育推進機構が定める時間の授業をもって１単位とする。

３　第１項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して、単位数を学部規程で定めることができる。

（単位の授与）

第 12 条　授業科目を履修した者には、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える。

（成績の評価）

第 13 条　授業科目の成績は、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの評語をもって表し、Ｓ 、Ａ、Ｂ、Ｃを合格とする。

２　前項の規定にかかわらず、合格・不合格又は認定をもって表することが適切と認められる授業科目については、学部規程で定めるところにより、合格・不合格又は認定で表すことができる。

（他大学等における履修等）

第 14 条　学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学（短期大学を除く。以下同じ。）、短期大学、高等専門学校その他別に定める機関（以下これらを「大学等」という。）と本学との協定に基づき、教授会の意見を聴いた上で、学生に当該大学等の授業科目を履修させることができる。

２　前項の規定により、学生が、履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

３　前２項に関して必要な事項は、第１項の協定に定めるもののほか、別に定める。

（入学前の既修得単位の認定及び修業年限の通算）

第 15 条　学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴いた上で、学生が、本学に入学する前に本学、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２ 前項の規定により他の大学又は短期大学において履修した授業科目に関し本学において修得したものとみなす単位数は、前条第２項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

３　第１項に定めるもののうち、学生が第 37 条で定める科目等履修生として修得した単位について、本学に入学した後に修得したものとみなすときは、教授会の意見を聴いた上で、修得した単位数その他の事項を勘案して修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の二分の一を超えてはならない。

４　前３項に関して必要な事項は、別に定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

第 16 条　学長は、学生が、職業を有している等の事情により、第８条の規定にかかわらず修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、その計画的な履修を認めることができる。

２　前項に関して必要な事項は、別に定める。

（教育課程及び履修方法に関する学部規程への委任）

第 17 条　この章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数及び履修方法については、学部規程の定めるところによる。この場合において、全学共通科目に関しこれらの事項を定めるときは、高等教育推進機構長と協議しなければならない。

第４章　入学、編入学、転学、転学部、転学科及び卒業

（入学の時期）

第 18 条　入学の時期は、学年の始めとする。

２　各学部は、第５条及び前項の規定にかかわらず、教育上支障がないと認められる場合に限り、入学の時期を後期の始めとすることができる。

（入学資格）

第 19 条　本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

（1）　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

（2）　通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

（3）　外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

（4）　文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

（5）　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

（6）　文部科学大臣の指定した者

（7）　高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

（8）　大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

２　前項の規定にかかわらず、本学に編入学を希望する者に係る入学資格については、学部規程で定める。

（入学志願の手続）

第 20 条　入学志願者は、本学の指定する入学願書その他の書類を定められた期日までに提出しなければならない。

２　前項の必要書類及び期日は、学生募集時にこれを指示する。

３　入学志願者は、必要書類に添えて入学考査料を納付しなければならない。

（入学許可）

第 21 条　学長は、入学志願者に対し、別に定めるところにより入学者の選抜を行い、教授会の意見を聴いた上で、合格者を決定する。

２　学長は、前項による合格者のうち、指定の期日までに入学手続に関する書類を添えて入学料を納付した者に入学を許可する。

（入学許可の取消）

第 22 条　学長は、前条の規定により入学を許可した者が次の各号に該当するときは、第１号に該当する場合を除き教授会の意見を聴いた上で、当該入学許可を取り消すものとする。

（1）　入学の辞退を申し出たとき

（2）　入学資格を満たしていないと認めたとき

（3）　入学者の選抜において不正があったと認めたとき

（編入学者の在学すべき年数等）

第 23 条　編入学により入学した者の在学すべき年数、既に履修した授業科目及び単位数等の取扱いについては、教授会の意見を聴いた上で、学長が決定する。

２　前項に規定するもののほか、編入学に関して必要な事項は、別に定める。

（転学）

第 24 条　学生は、他の大学に転学を希望するときは、学長の許可を得なければならない。

２　学長は、他の大学の学生で本学に転学を希望する者については、教授会の意見を聴いた上で、相当年次に転学を許可することがある。

３　前２項に規定するもののほか、転学に関して必要な事項は、別に定める。

（転学部）

第 25 条　学生が、転学部を希望する旨を申し出たときは、学長は、当該学生の所属学部及び志望学部の教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

２　前項に規定するもののほか、転学部に関して必要な事項は、別に定める。

（転学科）

第 26 条　学長は、学生が、他の学科に転学科を希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

２　前項に規定するもののほか、転学科に関して必要な事項は、別に定める。

（留学）

第 27 条　学生は、本学との協定に基づく外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

２　前項の許可を受けて留学した期間は、第８条の修業年限に算入することができる。

３　第 14 条の規定は、留学について準用する。

（卒業認定）

第 28 条　学長は、本学に第８条に規定する年数（編入学により入学した者については、第 23 条に規定する在学すべき年数）在学し、学部規程に従って卒業所要単位以上を修得した者について、教授会の意見を聴いた上で、卒業を認定する。

２　学長は、本学に３年以上在学し、学部規程に従って卒業所要単位以上を優秀な成績で修得した者について、その願い出に基づき、教授会の意見を聴いた上で、卒業を認定することができる。

（学位）

第 29 条　学長は、本学を卒業した者について、学士の学位を授与する。

２　学位の授与については、別に定める。

第５章　休学、復学、退学、除籍及び再入学

（休学及び復学）

第 30 条　学生は、病気・事故等やむを得ない事情により３箇月以上修学することができないときは、必要書類を添えて学長の許可を得て休学することができる。

２　学長は、病気のため修学が適当でない学生については、休学を命ずることができる。

3　休学の期間は、１年を超えることができない。ただし、学長は、特別の事情があると認められたときは、更に１年の範囲内で延長を許可することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。
4　休学期間は、通算して３年を超えることができない。
5　休学期間は、在学期間に算入しない。
6　学生は、休学期間中にその該当事由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。
7　前各項に規定するもののほか、休学及び復学に関して必要な事項は、別に定める。

（退学）

第 31 条　学生は、退学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

（除籍）

第 32 条　学長は、学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の意見を聴いた上で、これを除籍することができる。
（１）　第 30 条第４項に定める休学期間を超える者
（２）　病気その他の理由のため、成業の見込みのない者
（３）　授業料等の納付を怠り、督促してもなおその納付がない者
（４）　定められた在学期間を超える者

（再入学）

第 33 条　学長は、次の各号のいずれかに該当する者が、再入学を願い出たときは、教授会の意見を聴いた上で、第 21 条の規定による許可をすることができる。
（１）　第 31 条の規定により本学を退学した者
（２）　前条第１号から第３号までのいずれかの規定により除籍された者
2　前項に規定するもののほか、再入学に関して必要な事項は、別に定める。

第６章　賞　罰

（表彰）

第 34 条　学長は、表彰に値する行為があった学生を、教育研究審議会の議を経て表彰することができる。

（懲戒）

第 35 条　学長は、本学則その他学生に関する諸規程に反し、又は学生としての本分に反した行為のある者を、教育研究審議会の議を経て懲戒することができる。
2　懲戒は、訓告、停学及び退学の３種とする。
3　前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。
（１）　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
（２）　正当な事由がなくて修業の実のない者
（３）　本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
4　前３項に規定するもののほか、懲戒に関して必要な事項は、別に定める。

第７章　学生寮

（学生寮）

第 36 条　本学に学生寮を置く。

２　学生寮の位置は、神戸市西区学園西町及びたつの市新宮町光都とする。

３　学生寮について必要な事項は、別に定める。

第８章　科目等履修生等

（科目等履修生）

第 37 条　学長は、授業科目につき履修を願い出る者があるときは、教授会（全学共通科目の履修を願い出る者にあっては高等教育推進機構長を含む。）の意見を聴いた上で、これを科目等履修生として許可することができる。ただし、全学共通科目の履修を願い出る科目等履修生の選考については、高等教育推進機構長と協議しなければならない。

２　前項に規定するもののほか、科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

（特別聴講生）

第 38 条　学長は、他の大学等との協定に基づき、他の大学等の学生で本学の授業科目を履修しようとする者について、教授会の意見を聴いた上で、これを特別聴講生として、許可することができる。

２　前項の協定に定めるもののほか、特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

（聴講生）

第 39 条　学長は、授業科目につき聴講を願い出る者があるときは、教授会（全学共通科目の聴講を願い出る者にあっては高等教育推進機構長を含む。）の意見を聴いた上で、これを聴講生として許可することができる。ただし、全学共通科目の聴講を願い出る聴講生の選考については、高等教育推進機構長と協議しなければならない。

２　前項に規定するもののほか、聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第 40 条　学長は、特定の事項について研究を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを研究生として許可することができる。

２　前項に規定するもののほか、研究生に関して必要な事項は、別に定める。

（研修員）

第 41 条　学長は、大学又はその他の団体から特定事項の研究のため、その所属の職員の派遣について願い出があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを研修員として許可することができる。

２　前項に規定するもののほか、研修員に関して必要な事項は、別に定める。

（規定の準用）

第 42 条　この章に定めるもののほか、学則のうち必要な規定は、科目等履修生、特別聴講生、聴講生、研究生及び研修員について準用する。

第９章　外国人留学生

（外国人留学生）

第 43 条　学長は、外国人で留学のため、本学へ入学を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを外国人留学生として許可することができる。

２　この章に定めるもののほか、学則のうち必要な規定は、外国人留学生について準用する。

第 10 章　公開講座

（公開講座）

第 44 条　県民の教養を高めるとともに、広く文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第 11 章　授業料及び入学料等

（授業料及び入学料等）

第 45 条　授業料、入学考査料、入学料、研修料、公開講座受講料（以下「授業料等」という。）の額並びに徴収に関しては、別に定める。

２　休学を許可された者に対しては、別に定めるところにより、休学期間の授業料を免除する。

３　特別の理由があると認められる者は、別に定めるところにより、授業料等の全部又は一部の免除を申請することができる。

第 12 章　雑　則

（補則）

第 46 条　この学則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この学則は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則（平成 27 年２月４日改正）

この学則は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則（平成 27 年２月 12 日改正）

この学則は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則（平成 27 年９月 30 日改正）

この学則は、平成 27 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成 28 年５月 11 日改正）

（施行期日）

１　この学則は、平成 29 年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成 29 年度から平成 31 年度における環境人間学部環境人間学科及び看護学部看護学科並びに全学部の計の入学定員及び３年次編入学定員並びに収容定員は、第２条第２項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学　部	学　科		平成29年度	平成30年度	平成31年度
環境人間学部	環境人間学科 （うち食環境栄養課程）	入学定員	205	205	205
			(40)	(40)	(40)
		３年次編入学定員	―	―	―
			―	―	―
		収容定員	810	810	815
			(150)	(150)	(155)
看護学部	看護学科	入学定員	105	105	105
		３年次編入学定員	―	―	―
		収容定員	415	410	415
全学部の計		入学定員	1,267	1,267	1,267
		３年次編入学定員	―	―	―
		収容定員	5,053	5,048	5,058

附　則（平成 30 年 12 月５日改正）

（施行期日）

１　この学則は、平成 31 年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　経済学部国際経済学科及び応用経済学科並びに経営学部組織経営学科及び事業創造学科は、第２条第１項及び第２項の規定にかかわらず、平成 31 年３月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

３　平成 31 年度から平成 33 年度における経済学部国際経済学科及び応用経済学科、経営学部組織経営学科及び事業創造学科、国際商経学部国際商経学科、社会情報科学部社会情報科学科並びに全学部の計の収容定員は、第２条第２項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学　部	学　科	収容定員		
		平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
経済学部	国際経済学科	300	200	100
	応用経済学科	300	200	100
経営学部	組織経営学科	390	260	130
	事業創造学科	300	200	100
国際商経学部	国際商経学科	360	720	1,080
社会情報科学部	社会情報科学科	100	200	300
全学部の計		5,088	5,128	5,158

附　則（平成 31 年１月９日改正）

（施行期日）

１　この学則は、平成 31 年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成 30 年度以前に入学した者の授業科目及び授業の方法については、第 10 条の３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　平成 30 年度以前に入学した者の成績の評価については、第 13 条第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和２年２月５日改正）

（施行期日）

この学則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年 12 月２日改正）

（施行期日）

この学則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月 27 日改正）

（施行期日）

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月 28 日改正）

（施行期日）

この学則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月 30 日改正）

（施行期日）

1　この学則は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　工学部電気電子情報工学科及び機械・材料工学科並びに応用化学工学科は、第２条第１項及び第２項の規定にかかわらず、令和８年３月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3　令和８年度から令和 10 年度における工学部電気電子情報工学科及び機械・材料工学科、応用化学工学科、工学科並びに全学部の計の収容定員は、第２条第２項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学科	収容定員		
		令和８年度	令和９年度	令和10年度
工学部	電気電子情報工学科	378	252	126
	機械・材料工学科	378	252	126
	応用化学工学科	300	200	100
	工学科	352	704	1,056
全学部の計		5,188	5,188	5,188

２．学部規程

社会情報科学部規程

（趣旨）

第１条　この規程は、兵庫県立大学学則（平成 25 年法人規程第 75 号。以下「学則」という。）に基づき、兵庫県立大学社会情報科学部（以下「本学部」という。）の教育課程及び履修方法等に関して必要な事項について定めるものとする。

（専決事項の規定）

第２条　兵庫県公立大学法人決裁規程（平成 25 年法人規程第６号）第５条に規定する専決事項として社会情報科学部長（以下「学部長」という。）が専決するものについて、この規程においては、学部長が許可又は決定を行うものとして規定する。

（教育研究上の目的）

第３条　本学部は、情報科学を軸として、高度化・複雑化が続く社会における課題を解決する社会情報科学の教育と研究を行うことを目的とする。情報科学技術に関する確かな知識・技能、実践的な情報処理能力とデータ分析能力を身につけ、ビッグデータを分析・活用し、経済動向の予測、社会政策の立案、企業における経営戦略・マーケティング・生産性向上などの分野で貢献する人材を育成する。

（授業科目）

第４条　授業科目は、全学共通科目、専門基礎科目及び専門教育科目とする。

（全学共通科目）

第５条　全学共通科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第１に定めるところによる。

（専門基礎科目）

第６条　専門基礎科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第２に定めるところによる。

（専門教育科目）

第７条　専門教育科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第３に定めるところによる。

（単位の計算）

第８条　学則第 11 条の規定による専門基礎科目及び専門教育科目の単位の計算は、次の基準のとおりとする。

（１）講義及び演習については、15 時間の授業をもって１単位とする。ただし、別表第４に掲げる科目については、30 時間の授業をもって１単位とする。

（２）実習及び実技については、30 時間の授業をもって１単位とする。

２　一の授業科目を講義、演習、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前項に規定する基準を考慮した時間数をもって１単位とする。

（遠隔授業により実施する科目）

第８条の２　学則第 10 条の３第４項の規定により開設する授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別に定めるところによる。

（履修科目の登録及び取消）
第９条　学生は、履修しようとする授業科目については、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。
２　学生は、履修取消期間中に、履修登録した授業科目の取消を行うことができる。ただし、必修科目については取消を認めない。
３　合格した科目については、履修科目の登録を行うことができない。
４　各学期において履修科目の登録を行うことのできる単位数は、24 単位以内とする。ただし、教育的観点から申し合わせた授業科目については、履修上限の対象外とする。単位数の計算は、通年科目にあってはその単位数に２分の１を乗じて得た数を当該科目の単位数として行う。
５　第４項の規定にかかわらず、成績優秀であって学部長が特例として許可したときは、２年次及び３年次の各学期において、履修科目の登録を行うことができる単位数を、28 単位以内と読み替えることができる。
６　前項に規定する学部長が許可する基準については、別に定める。
（他学部の授業科目の履修）
第 10 条　学生は、他学部における授業科目を履修しようとするときは、他学部授業科目履修許可願を所定の期日までに学務所管課に提出し、学部長の許可を得なければならない。ただし、国際商経学部の経済学コース及び経営学コースの授業科目を履修しようとするときは、国際商経学部の経済学コース及び経営学コースの学生だけが履修できる授業科目を除き、この限りではない。
２　学部長は、前項の規定により、他学部の授業科目の履修に係る許可をする場合にあっては、関係学部長に協議しなければならない。
３　第１項の規定により履修した授業科目のうち、学部長が相当と認めるものについては、教授会の意見を聴いた上で、卒業所要単位数に算入することができる。
（他大学等における修得単位の認定）
第 11 条　学部長は、教育上有益と認めるときは、他の大学（短期大学を除く。以下同じ。）、短期大学、高等専門学校その他別に定める機関（以下これらを「大学等」という。）と本学との協定に基づき、教授会の意見を聴いた上で、学生に当該大学等の授業科目を履修させることができる。
２　前項の規定により、学生が、履修した授業科目について修得した単位数は、60 単位を超えない範囲で本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
３　前２項の規定により認定された単位数は、別表第１から別表第３に定める卒業所要単位に算入することができる。
（入学前の既修得単位の認定）
第 12 条　学部長は、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴いた上で、学生が、本学部に入学前する前に他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学部に入学した後の本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定により認定することができる単位数は、前条第２項の規定により認定する単位数と合わせて、60 単位を超えないものとする。
3　前２項の規定により認定された単位数は、別表第１から別表第３に定める卒業所要単位に算入することができる。
4　学生は、入学前の既修得単位の認定を受けようとするときは、既修得単位認定願を所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。

（転学部）

第 13 条　学部長は、学生が転学部を希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。
2　学部長は、前項の規定により転学部を許可する場合は、関係学部長と協議しなければならない。
3　本学部の学生で転学部を希望する者は、所定の期日までに、転学部許可願を学務所管課に提出しなければならない。

（転学部の出願資格、受入年次及び既修得単位の扱い）

第 14 条　学部長は、他学部の学生で、本学部への転学部を希望する者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。
2　本学部へ転学部することができる者は、所属していた学部において 40 単位以上を修得していなければならない。
3　本学部への転学部を許可された者の受入年次及び既修得単位の扱いについては、教授会の意見を聴いた上で、学部長が決定する。

（試験）

第 15 条　授業科目の評価は、原則として試験により行う。ただし、学部長が試験以外の方法が適当と認める場合には、他の方法をもって行うことができる。
2　学生は、履修科目の登録をした授業科目でなければ試験を受けることができない。
3　卒業研究Ⅱの審査は、論文等で行う。

（成績）

第 16 条　授業の成績は、試験の結果及び日常の学修状況を総合して、次の基準により評価する。
（１）成績は 100 点満点とし、60 点以上をもって合格とする。
（２）合格した科目には所定の単位を与える。
（３）合格した科目の成績は、Ｓ、Ａ、Ｂ及びＣの評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

評語	区分	評価の基準
S	90 点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80 点以上 90 点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70 点以上 80 点未満	到達目標を達成できている成績
C	60 点以上 70 点未満	到達目標を最低限達成できている成績

2　合格した科目については、再評価しない。
3　休学期間中に開講されている授業科目については、その単位を認めない。
4　第 11 条及び第 12 条に規定する授業科目の評価は認定をもって表す。

（PBL 演習Ⅱの履修に係る条件）
第 17 条　学生は、PBL 演習Ⅱを履修するためには、本学部に１年６か月以上在学し、PBL 演習Ⅰ及びデータ分析演習を修得しなければならない。
２　本学部への転学部を許可された者の転学部以前の在学期間について、学部長は、教授会の意見を聴いた上で、前項に規定する演習の履修条件の期間に算入することができる。
（卒業研究Ⅰ・Ⅱの履修に係る条件）
第 18 条　学生は、卒業研究Ⅰを履修するためには、本学部に３年以上在学し、基礎ゼミナール、PBL 演習Ⅱ、研究演習Ⅰ及び研究演習Ⅱの単位を修得した上で、卒業所要単位のうち、100 単位以上を修得しなければならない。
２　学生は、卒業研究Ⅱを履修するためには、本学部に３年６か月以上在学し、卒業研究Ⅰを修得しなければならない。
３　本学部への転学部を許可された者の転学部以前の在学期間について、学部長は、教授会の意見を聴いた上で、前項に規定する演習の履修条件の期間に算入することができる。
（卒業）
第 19 条　学生が本学部の教育課程を修了するには、合計 124 単位以上を修得しなければならない。その中に、別表第１から別表第３に定める卒業所要単位を含むものとする。
２　学部長は、本学部に３年以上在学し、第１項に規定する卒業所要単位以上を優秀な成績で修得した者について、その願い出に基づき、教授会の意見を聴いた上で、卒業（以下「早期卒業」という。）を認定することができる。
３　前項に規定する早期卒業に関して必要な事項は、別に定める。
（他の規程への委任）
第 20 条　この規程に定めるもののほか、履修方法については、本学部の他の規程の定めるところによる。

附　則
（施行期日）
この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月 19 日改正）
（施行期日）
１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　令和元年度に入学した者については、別表第１は、なお従前の例による。
３　令和元年度に入学した者が下表左欄に掲げる改正後学部規程の科目、単位を履修した場合は、同表右欄に掲げる科目、単位を履修したものとみなす。

改正後学部規程に掲げる科目名	単位数	令和元年度入学者用科目名	単位数
グローバルプロジェクト入門(海外)	2	グローバル教養海外実践	2

４　令和元年度に入学した者は、全学共通科目として、下記の科目を履修することができる。

区　　分			科目名	単位数
教養教育科目	人間性の基盤教育科目	人と社会	情報技術と現代社会	2
		人と自然	物理学と科学的論理思考	2

附　則（令和３年３月 19 日改正）

（施行期日）

１　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和元年度に入学した者については、別表第１は、なお従前の例による。

３　令和２年度に入学した者については、別表第１の「地域課題探求科目」の区分は、なお従前の例による。

附　則（令和４年３月 16 日改正）

（施行期日）

１　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和３年度以前に入学した者については、別表第１の「統計・情報」及び「地域課題探求科目」の区分は、なお、従前の例による。

附　則（令和５年３月 15 日改正）

（施行期日）

１　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和４年度以前に入学した者については、別表第１の「防災教育科目」及び別表第３の「演習科目」の区分はなお従前の例による。

附　則（令和５年４月 12 日改正）

この規程は、令和５年４月 12 日から施行し、令和５年４月１日から適用する。令和４年度以前に入学した者については、別表第３の「社会関連基本科目」はなお従前の例による。

附　則（令和５年５月 10 日改正）

（施行期日）

１　この規程は、令和５年５月 10 日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則（令和６年３月 13 日改正）

（施行期日）

１　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）
２　令和５年度以前に入学した者については、別表第１は、なお従前の例による。

附　則（令和７年３月 12 日改正）
（施行期日）
１　この規程は、令和７年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　令和６年度以前に入学した者については、第 18 条の規定及び別表第３の「演習科目」はなお従前の例による。

附　則（令和８年３月 12 日改正）
（施行期日）
１　この規程は、令和８年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　令和７年度以前に入学した者については、改正後の第８条の２の規定を除き、なお従前の例による。

附　則（令和８年９月９日改正）
（施行期日）
この規程は、令和８年９月９日から施行し、同年４月１日から適用する。

別表第１（第５条関係）

全学共通科目

区分		授業科目の名称	開講年次	単位数		備考
				必修	選択	
人間形成教育科目	人文科学系	哲学概論	1・2・3・4		2	人文科学系から
		倫理学概論	1・2・3・4		2	２単位以上を修得。
		歴史学概論	1・2・3・4		2	
		文学概論	1・2・3・4		2	
		心理学概論	1・2・3・4		2	
		文化人類学概論	1・2・3・4		2	
		芸術学	1・2・3・4		2	
		宗教学	1・2・3・4		2	
		論理学	1・2・3・4		2	
		教育学	1・2・3・4		2	
	社会科学系	法学概論	1・2・3・4		2	社会科学系から
		政治学概論	1・2・3・4		2	２単位以上を修得。
		経済学概論	1・2・3・4		2	
		社会学概論	1・2・3・4		2	
		地理学概論	1・2・3・4		2	
		日本国憲法（憲法学）	1・2・3・4		2	
		政策科学	1・2・3・4		2	
		国際関係学	1・2・3・4		2	
		社会福祉学	1・2・3・4		2	
	自然科学系	数学概論	1・2・3・4		2	自然科学系から
		生命科学概論	1・2・3・4		2	２単位以上を修得。
		物質科学概論	1・2・3・4		2	
		環境学概論	1・2・3・4		2	
		地球科学概論	1・2・3・4		2	
		科学史概論	1・2・3・4		2	
		統計学	1・2・3・4		2	
		生命倫理学	2・3・4		2	
		生態学	1・2・3・4		2	
学際教育科目	ゼミナール	基礎ゼミナール	1・2・3・4	2		２単位必修。
		学際ゼミナール	1・2・3・4		2	
	県大特色系	国際社会学概論	1・2・3・4		2	県大特色系から
		地域社会学概論	1・2・3・4		2	２単位以上を修得。
		防災学概論	1・2・3・4		2	
		博物学概論	1・2・3・4		2	
		地方自治学概論	1・2・3・4		2	
		情報セキュリティ科学	1・2・3・4		2	
		医療工学	1・2・3・4		2	
		放射光科学	1・2・3・4		2	
		宇宙科学	1・2・3・4		2	
		園芸学	1・2・3・4		2	
		リーダーシップ概論	1・2・3・4		2	
	健康・スポーツ科学系	健康・スポーツ科学演習1	1・2・3・4		1	
		健康・スポーツ科学演習2	1・2・3・4		1	
		健康・スポーツ科学概論	1・2・3・4		2	
		栄養学概論	1・2・3・4		2	

備考　開講年次欄の下線は、履修が望ましい年次である。

区分		授業科目の名称	開講年次	単位数		備考
				必修	選択	
外国語教育科目	英語	Academic English 1	1・2・3・4	1		6単位必修。
		Academic English 2	1・2・3・4	1		
		Practical English 1	1・2・3・4	1		
		Practical English 2	1・2・3・4	1		
		English Communication 1	1・2・3・4	1		
		English Communication 2	1・2・3・4	1		
	外国語	フランス語1	1・2・3・4		1	
		フランス語2	1・2・3・4		1	
		ドイツ語1	1・2・3・4		1	
		ドイツ語2	1・2・3・4		1	
		スペイン語1	1・2・3・4		1	
		スペイン語2	1・2・3・4		1	
		中国語1	1・2・3・4		1	
		中国語2	1・2・3・4		1	
		韓国・朝鮮語1	1・2・3・4		1	
		韓国・朝鮮語2	1・2・3・4		1	
情報教育科目	情報系	データサイエンス入門	1・2・3・4	2		2単位必修。
必要単位数を設定していない選択科目・必要単位数を超えて修得した選択科目の合計単位数						10単位以上
卒業所要単位						28単位以上

備考　開講年次欄の下線は、履修が望ましい年次である。

別表第２（第６条関係）

専門基礎科目

区分	授業科目の名称	開講年次	単位数		備考
			必修	選択	
必修	社会情報科学概論	1・2・3・4	2		24単位必修。
	社会情報科学のための数学	1・2・3・4	2		
	微積分Ⅰ	1・2・3・4	2		
	線形代数Ⅰ	1・2・3・4	2		
	確率・統計	1・2・3・4	2		
	プログラミングⅠ	1・2・3・4	2		
	経営データ概論	1・2・3・4	2		
	プログラミングⅡ	2・3・4	2		
	データ構造とアルゴリズム	2・3・4	2		
	経済データ概論	2・3・4	2		
	情報倫理と法	2・3・4	2		
	Business English 1	2・3・4	1		
	Business English 2	2・3・4	1		
卒業所要単位					24単位

備考　開講年次欄の下線は、履修が望ましい年次である。

別表第３（第７条関係）

専門教育科目

区分		授業科目の名称	開講年次	単位数		備考
				必修	選択	
情報科学関連科目	必修	情報技術の最前線	2・3・4	2		８単位必修。
		人工知能	2・3・4	2		
		データマイニング	2・3・4	2		
		機械学習	3・4	2		
	選択必修	微積分Ⅱ	2・3・4		2	８単位以上修得。
		線形代数Ⅱ	2・3・4		2	
		情報マネジメント	2・3・4		2	
		プログラミングⅢ	2・3・4		2	
		経営情報システム	2・3・4		2	
		情報アクセスシステム	3・4		2	
		システム管理	3・4		2	
		コンピュータネットワーク	3・4		2	
		情報セキュリティ	3・4		2	
		ソフトウェア開発論	3・4		2	
		計算理論	3・4		2	
		情報メディア論	3・4		2	
		自然・社会現象モデリング	3・4		2	
	選択	特殊講義A（情報科学）	1・2・3・4		2	
データ分析関連科目	必修	データ分析の最前線	1・2・3・4	2		８単位必修。
		データ分析演習	2・3・4	2		
		社会データ分析	3・4	2		
		政策データ分析	3・4	2		
	選択必修	多変量解析	2・3・4		2	４単位以上修得。
		医療福祉情報論	2・3・4		2	
		データ可視化	2・3・4		2	
		地理情報システム	3・4		2	
		社会調査法	3・4		2	
		地域経済データ分析	2・3・4		2	
		メディア心理分析論	3・4		2	
	選択	特殊講義B（データ分析）	1・2・3・4		2	
意思決定関連科目	必修	数理モデリング	2・3・4		2	４単位必修。
		オペレーションズ・リサーチ	2・3・4		2	
	選択必修	統計的モデリング	3・4		2	２単位以上修得。
		最適化理論	3・4		2	
		グラフ理論	3・4		2	
		意思決定論	3・4		2	
	選択	特殊講義C（意思決定）	1・2・3・4		2	

備考　開講年次欄の下線は、履修が望ましい年次である。

区分		授業科目の名称	開講年次	単位数		備考
				必修	選択	
社会関連基本科目	選択必修	経営学概論	1・2・3・4		2	4単位以上修得。 上級日本語・日本文化については、外国人留学生を対象とする。
		会計学概論	1・2・3・4		2	
		簿記論Ⅰ	2・3・4		2	
		ミクロ経済学Ⅰ	2・3・4		2	
		マクロ経済学Ⅰ	2・3・4		2	
		簿記論Ⅱ	2・3・4		2	
		ミクロ経済学Ⅱ	2・3・4		2	
		マクロ経済学Ⅱ	2・3・4		2	
		まちづくりと減災復興	2・3・4		2	
		上級日本語・日本文化	1・2・3・4		2	
		外国語海外研修	1・2・3・4		2	
社会関連発展科目	選択必修	経済政策論	3・4		2	4単位以上修得。
		経営戦略論	3・4		2	
		マーケティング論	3・4		2	
		マクロ経済学Ⅲ	3・4		2	
		財務情報分析論	3・4		2	
		ものづくり経営学	3・4		2	
		消費者行動論	3・4		2	
		原価計算論	3・4		2	
		English for Specific Purposes I	3・4		2	
		English for Specific Purposes II	3・4		2	
	選択	特殊講義D（社会関連）	1・2・3・4		2	
演習科目		PBL演習Ⅰ	1・2・3・4	2		2単位必修。
		PBL演習Ⅱ	2・3・4	2		2単位必修。 PBL演習Ⅱを履修するためには、PBL演習Ⅰ及びデータ分析演習を修得していること。
		研究演習Ⅰ	3・4	2		2単位必修。
		研究演習Ⅱ	3・4	2		2単位必修。
		卒業研究Ⅰ	4	2		2単位必修。 卒業研究Ⅰを履修するためには、基礎ゼミナール、PBL演習Ⅱ、研究演習Ⅰ及び研究演習Ⅱを修得した上で、卒業要件単位のうち、100単位以上を修得していること。
		卒業研究Ⅱ	4	2		2単位必修。 卒業研究Ⅱを履修するためには、卒業研究Ⅰを修得していること。
卒業所要単位						54単位以上
必要単位数を超えて修得した専門教育科目の単位						18単位以上
卒業所要単位合計						124単位以上

備考　開講年次欄の下線は、履修が望ましい年次である。

別表第４（第８条関係）

専門基礎科目

授業科目の名称
Business English 1
Business English 2

３．早期卒業に関する規程

社会情報科学部早期卒業に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、社会情報科学部規程（以下「学部規程」という。）第 19 条第３項に基づき、社会情報科学部（以下「本学部」という。）の早期卒業に関し、必要な事項について定めるものとする。

（早期卒業の時期）

第２条　早期卒業の時期は、３年次終了時点とする。

（早期卒業の要件）

第３条　早期卒業の認定を受ける者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

（１）３年次終了時点において､本学部の定める卒業所要単位をすべて修得していること。

（２）３年次終了時点において、兵庫県立大学ＧＰＡ制度要綱第５条第３項に規定する計算式により求められた通算ＧＰＡ（以下「通算ＧＰＡ」という。）が 3.4 以上であること。

（３）卒業研究Ⅱを履修した上で卒業論文を作成し、審査に合格していること。

（４）兵庫県立大学の大学院又は専門職大学院への進学を希望し、当該大学院の入学試験に合格しているだけでなく、入学手続を完了していること。

（５）本学部の早期卒業判定審査委員会による面接審査を受け、合格していること。

（６）２年次終了時点において、早期卒業候補者の認定を受けていること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、早期卒業の対象とならない。

（１）本学部に再入学した者

（２）本学部に転学部した者

（３）入学前既修得単位の認定を受けた者

３　早期卒業希望者が、早期卒業の要件を満たさなかった場合は、学部規程で定める卒業所要単位をすべて修得していても早期卒業は認められず、４年次の一年間、在学しなければならない。

（早期卒業候補者の要件）

第４条　２年次終了時点において、次の各号に掲げるすべての要件を満たしている者は、早期卒業候補者の認定審査を受けることができる。

（１）２年次終了時点において、卒業所要単位のうち、88 単位以上を修得していること。

（２）２年次終了時点において、通算ＧＰＡが 3.5 以上であること。

（３）２年次終了時点において、基礎ゼミナール及び PBL 演習Ⅱの単位を修得していること。

（早期卒業候補者の申請と認定）

第５条　早期卒業を希望する者は、２年次の所定の時期に、早期卒業候補者認定願（様式第１号）を学務所管課に提出するものとする。

２　学部長は、前項に規定する認定願を受理したときは、教授会の意見を聴いた上で、認定する者に対しては早期卒業候補者認定通知書（様式第２号）により、認定しない者に対しては早期卒業候補者認定に関する結果通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（早期卒業候補者の履修における特例措置）

第６条　前条の規定により早期卒業候補者として認定された者は、学部規程第 20 条の規定にかかわらず、４年次配当科目を履修することができる。

２　早期卒業候補者として認定された者は、学部規程第 18 条の規定にかかわらず、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱを履修するものとする。

（学修指導）

第７条　早期卒業候補者に対しては、当該学生が履修する演習科目を担当する教員が中心となり、早期卒業に向けた適切な学修指導体制を整えるものとする。

（早期卒業候補者の辞退）

第８条　早期卒業候補者が早期卒業を辞退する事由が生じたときは速やかに、早期卒業候補者辞退届（様式第４号）を学務所管課に提出しなければならない。

２　早期卒業を辞退した者については、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱの履修を取り消すこととする。

（早期卒業の認定）

第９条　学部長は、前条に規定する早期卒業判定対象者について、教授会の意見を聴いた上で、早期卒業の認定を行うものとする。

（補則）

第 10 条　この規程に定めるもののほか、早期卒業に関して必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和４年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和８年６月 10 日から施行する。

（経過措置）

2　令和７年度以前の入学生は、なお従前の例による。

４．ＧＰＡ制度要綱

兵庫県立大学ＧＰＡ制度要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、兵庫県立大学（以下「本学」という。）のＧＰＡ（Grade Point Average）制度に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条　ＧＰＡ制度は、学修の状況及び結果を明確化することにより、学生の学習意欲を高め、適切な修学指導に資するとともに、厳格な成績評価を推進し、学びの質を向上させることを目的とする。

（ＧＰＡの種類・運用）

第3条 ＧＰＡは、全学で統一的に運用する全学ＧＰＡと、各学部・研究科（以下「学部等」という。）の範囲内で独自に運用する学部・研究科ＧＰＡ（以下「学部等ＧＰＡ」という。）に大別する。

２　ＧＰＡの運用は、原則としてこの要綱に基づくものとする。

３　学部等ＧＰＡは、学部・研究科の独自性を鑑み、この要綱の趣旨・目的に反しない限りにおいて、各学部・研究科長が教授会の意見を聞いたうえで別に定めることができるものとする。ただし、第4条で定めるＧＰについては別に定めることはできないものとする。

（ＧＰ）

第 4 条　学則第 13 条に基づき各学部・研究科規程で定める成績の評語に与えられるＧＰ（Grade Point）は、次表のとおりとする。

成績の評語		ＧＰ
5段階評価	素点	
S	100-90	4.0
A	89-80	3.0
B	79-70	2.0
C	69-60	1.0
D	59-0	0.0

（ＧＰＡの算出方法）

第5条 各期における学修の状況及び成果を示す指標としてのＧＰＡ（以下「学期ＧＰＡ」という。）、各学年における学修の状況及び成果を示す指標としてのＧＰＡ（以下「学年ＧＰＡ」という。）及び全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのＧＰＡ（以

下「通算ＧＰＡ」という。）の計算式は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第３位以下は切り捨てるものとする。

２　学期ＧＰＡの計算式

学期ＧＰＡの計算式は以下のとおりとする。

$$\frac{\text{（当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目のＧＰ×当該授業科目の単位数）の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

３　学年ＧＰＡの計算式

学年ＧＰＡの計算式は以下のとおりとする。

$$\frac{\text{（当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目のＧＰ×当該授業科目の単位数）の合計}}{\text{当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

４　通算ＧＰＡの計算式

通算ＧＰＡの計算式は以下のとおりとする。

$$\frac{\text{（在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目のＧＰ×当該授業科目の単位数）の合計}}{\text{在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

（ＧＰＡ対象授業科目）

第6条　ＧＰＡ対象授業科目は、5段階評語又は素点によって成績認定される授業科目であって、卒業要件に算入できる授業科目とする。

２　前項の規定にかかわらず、学部等が設定する履修取消期間中に学生から履修取消の申し出があり履修取消を許可した授業科目は、ＧＰＡ対象授業科目から除くものとする。

３　学部等は、教育上の理由により、前項に規定による履修取消期間中での取消ができない授業科目を別に定めることができるものとする。

（再履修科目の取扱い）

第7条　「Ｄ」又は60点未満と評価された授業科目を、のちに再履修した場合、以前の「Ｄ」又は60点未満と評価された授業科目は、再履修による評価にかかわらずＧＰＡ対象授業科目に含むものとする。

（成績証明書への記載）

第８条　学期ＧＰＡ、学年ＧＰＡ及び通算ＧＰＡは、原則として成績証明書に記載しない。ただし、英文成績証明書について、学生からＧＰＡの記載を求められたときはこの限りではない。

（成績評価の厳格化）

第9条　ＧＰＡ制度が的確に運用されるよう、学部等は、授業科目の適切な成績評価の推進について、組織的な取り組みに努めるものとする。

（雑則）
第10条 この要綱に定めるもののほか、ＧＰＡ制度に関し必要な事項は、高等教育推進機構全学教育推進会議の議を経て、教育研究審議会が別に定める。

附 則
（施行期日）
１　この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　平成 30 年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

５．成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱

成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱

（趣旨）

第１条 本要綱は、本学の学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程に在籍する学生(以下「学生」という。)が履修する全ての科目について、その成績に対する確認及び不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

（周知）

第２条 各学部及び研究科(以下「学部等」という。)は、履修の手引及び講義要目等において、本要綱を学生に周知するものとする。

（成績に対する確認）

第３条 学生は、成績評価の理由など確認すべき事項がある場合は、当該科目を担当する教員(以下「担当教員」という。)に対し、次の方法により確認することができるものとする。

(１)全学共通科目、専門基礎科目(専門関連科目)、専門教育科目、教職課程科目及び大学院で履修する科目(以下「大学院科目」という。)

① 担当教員に直接確認する。

② 所属学部等の学務所管課(以下「所管課」という。)を通じて、担当教員に別に定める「成績に対する確認書」(以下「確認書」という。)を提出し、確認する。

(２)全学共通科目、専門基礎科目(専門関連科目)及び専門教育科目に位置付けられない副専攻履修者のみが履修可能な科目(以下「副専攻科目」という。)

副専攻運営部門を通じて、担当教員に確認書を提出し、確認する。

２ 前項第１号①により学生から確認依頼を受けた担当教員は、直接、当該学生に確認結果を回答するものとする。

３ 第１項１号②及び第１項第２号により学生から所管課又は副専攻運営部門を通じて確認書を受けた担当教員は、確認書により、所管課又は副専攻運営部門を通じて、当該学生に確認結果を回答するものとする。

４ 前項の回答については、担当教員の判断により、直接、当該学生に確認結果を回答することができるものとする。この場合において、担当教員は、回答内容及び回答日を所管課又は副専攻運営部門に通知しなければならない。

（確認依頼受付期間）

第４条 前条第１項による確認依頼の受付期間は、成績公開日から原則として７日以内(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年１月３日までの日を除く。以下次項、第５条第１項、第７条及び第９条において同じ。)とする。

２ 前項の規定にかかわらず、当該学期に学部等の卒業又は修了判定対象者であり、確認を行おうとする成績が学部等の卒業又は修了判定に関わる場合及び３月１日以降に開示された成績に対する確認の場合の受付期間は、成績公開日から原則として３日以内とする。

（確認に伴う措置）

第５条 第３条第１項による確認依頼を受けた担当教員は、学生からの確認依頼があった日又は所管課を通じて確認書を受理した日から原則として７日以内に確認結果を回答するものとする。ただし、前条第２項に規定する場合の確認依頼にあっては、原則として３日以内に確認結果を回答するものとする。

２ 前項の回答に当たっては、担当教員は、確認結果に基づき、成績について変更する措置を採ることができる。この場合において、担当教員は、当該措置の内容及びその理由を記録するとともに、 所管課又は副専攻運営部門に報告しなければならない。

（不服申立て）

第６条 学生は、第３条により成績に対する確認を行った結果、次の各号に掲げる事案の解決が得られなかった場合に限り、不服申立てができるものとする。

（１）成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われる事案

（２）シラバスや授業時間内での指示等により周知している成績評価の方法から明らかに逸脱した評価であると思われる事案

（３）担当教員から十分な説明等の対応がなかった事案

２ 学生は、前項の不服申立てを行う場合は、次の各号のとおり「成績に対する不服申立書」（以下 「不服申立書」という。）を提出するものとする。

（１）専門基礎科目（専門関連科目）、専門教育科目及び大学院科目
所管課を通じて、所属する学部等の長（以下「部局長」という。）に対し提出

（２）全学共通科目及び教職課程科目
所管課を通じて、高等教育推進機構長に対し提出

（３）副専攻科目
副専攻運営部門を通じて、履修する副専攻運営部門の長（以下「副専攻運営部門長」という。）に対し提出

（不服申立て受付期間）

第７条 前条による不服申立ての受付期間は、当該学生が第３条による回答を受理した日から原則として３日以内とする。

（審査）

第８条 部局長、高等教育推進機構長及び副専攻運営部門長（以下「部局長等」という。）は、第６条第２項よる不服申立書を受理した場合は、速やかに当該不服申立ての審査を行うものとする。 ただし、不服申立書が第６条第１項に該当しないときは、不服申

立てを却下することができるものとする。この場合において、所管課及び副専攻運営部門を通じて、速やかに当該学生に「成績に対する不服申立却下通知書」（以下「却下通知書」という。）により通知するものとする。

2 前項の審査方法は、部局長等が別に定めるものとする。

（審査結果の報告及び対応）

第９条 部局長等は、前条の審査結果について、当該学生及び担当教員に対し、前条第１項の不服申立書を受理した日から 14 日以内に、所管課又は副専攻運営部門を通じて、「成績に対する不服申立回答書」（以下「不服申立回答書」という。）により、文書で通知する。この場合において、不服申立てを容認する結果であった場合は、担当教員に成績を変更する措置を行わせるものとする。

2 前項の通知は、当該学生又は当該担当教員が希望した場合は、電子媒体によって通知することができるものとする。

（再審の不可）

第 10 条 学生は、前条第１項の不服申立回答書及び第８条第１項の却下通知書に該当する科目については、再度の不服申立てができないものとする。

（雑則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年 11 月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年 12 月 19 日から施行する。

６．定期試験を受験できない者に対する処置規程

兵庫県立大学定期試験を受験できない者に対する処置規程

（目的）

第１条　この規程は、やむを得ない事由により所定の期日に定期試験を受験できなかった者に対する処置について必要な事項を定める。

（事由）

第２条　前条に定めるやむを得ない事由は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　病気

（２）　災害及び不慮の事故

（３）　父母､配偶者又は子の死亡

（４）　兄弟姉妹又は祖父母の死亡

（５）　その他前各号に準ずる事由

（手続）

第３条　やむを得ない事由のため定期試験を受けることができない者は、原則として定期試験開始までに、学生が所属する学務所管課に連絡し、その後速やかに試験欠席承認願（別記様式）を提出しなければならない。

２　前項の承認願には、病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては、その事由を証明する書類を提出しなければならない。

３　試験欠席承認願が提出されたときは､試験科目を開講する教員は､その内容を審査し、その結果を学生が所属する学務所管課を通して学生へ連絡するものとする。

（成績の評価）

第４条　試験科目を開講する教員は、定期試験を受験できない事由が第２条に該当すると認められた場合、適宜の方法により、成績を評価することができる。

附　則

この規程は、平成 25 年４月１日から施行する。

７．試験の不正行為に対する処置規程

兵庫県立大学試験の不正行為に対する処置規程

（目的）

第１条　この規程は、試験の不正行為が行われた場合について、必要な事項を定めるものとする。

（不正行為の内容）

第２条　試験の不正行為とは、次に掲げる行為をいう。

（１）　使用を許されない書籍、ノート、紙片、電子機器を用いること。

（２）　他人の答案をのぞき見ることその他社会通念上受験者として正当でないと認められる行為をすること。

（不正行為の確認・報告）

第３条　試験監督者は、不正行為を確認した場合、直ちに当該行為を実行し又はこれに関与したと疑われる者（以下「対象学生」という。）に対し、その旨を指摘して受験を停止させるとともに、その氏名、所属、連絡先等必要な事項を記録し、答案用紙、使用を許されない書籍その他不正行為に直接関連して使用されたとみられる物品等を預かり、対象学生が所属する学部又は研究科の長（以下「学生所属学部長等」という。）に報告しなければならない。この場合において、試験監督者と当該試験科目を開講している教員（以下「開講教員」という。）が異なる場合であるときは、あわせて開講教員に報告しなければならない。

（学生所属学部長等の責務）

第４条　学生所属学部長等は、試験監督者から前条の不正行為の報告を受けたときは、正確な事実を確認するため、遅滞なく対象学生、試験監督者その他の関係者から事情聴取を行い、当該事情聴取の結果認定された事実を記載した事情報告書を作成しなければならない。この場合において、学生所属学部長等が、正確な事実の確認のため必要があると認めるときは、当該不正行為に係る試験科目を開講している学部若しくは研究科の長又は関係する高等教育推進機構高等教養教育部長にその調査を依頼することができる。

２　前項の規定により、正確な事実の確認のため調査の依頼を受けた者は、当該依頼に応じるものとする。

３　学生所属学部長等は、学生所属学部長等の教授会又はこれに相当する委員会（以下「学生所属学部教授会等」という。）に第１項に規定する事情報告書に基づき報告しなければならない。この場合において、開講教員が学生所属学部教授会等に属さない教員であるときは、その教員が所属する学部又は研究科の長及び開講教員に当該事情報告書の写しを送付しなければならない。

（処置の原則）

第５条　不正行為の事実が、学生所属学部教授会等において確認された場合は、その者の当該学期の全科目及び通年の全科目の単位を無効とする。この場合において、学生所属学部教授会等での審議の結果、必要と認められた場合は、その氏名を公表するものとする。

2　前項に規定するもののほか、特に悪質な不正行為に対しては、兵庫県立大学学則（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 75 号）第 35 条又は兵庫県立大学大学院学則（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 76 号）第 33 条の規定に基づき懲戒をするものとする。

附　則

この規程は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則(平成 27 年３月 24 日改正)

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則(令和３年３月 31 日改正)

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則(令和６年３月 27 日改正)

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

８．副専攻規程

兵庫県立大学副専攻規程

（趣旨）

第１条　この規程は、兵庫県立大学学則（平成 25 年法人規程第 75 号）第 10 条の２の規定に基づき、副専攻に関し必要な事項を定めるものとする。

（副専攻名等）

第２条　副専攻は、兵庫県立大学全学部共通とし、高等教育推進機構が設置する。

２　副専攻名、運営部門及び主たる担当学部等は別表第１のとおりとする。

３　副専攻における授与称号は別表第２のとおりとする。

４　各副専攻の運営に関し、必要な事項は別に定める。

（履修方法等）

第３条　副専攻の履修に係る申請方法、授業科目の種類及び取得しなければならない単位数等は、別に定める。

（修了認定）

第４条　副専攻の修了認定は、運営部門に置くその運営を審議する会議の議を経て、高等教育推進機構長が行う。

（修了証書の授与）

第５条　学長は、前条により副専攻を修了したと認定された学生に対し、副専攻修了証書を授与する。

２　前項により授与する副専攻修了証書は、様式第１号のとおりとする。

（委任）

第６条　この規程に定めるもののほか、副専攻の履修に関し必要な事項は、高等教育推進機構長が定める。

附　則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年３月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月 1 日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行の日前から引き続いて在学している者については、改正後の副専攻名、運営部門、主たる担当学部等及び授与称号にかかわらず、なお従前の例による。

別表第１

副専攻名	運営部門	主たる担当学部等
地域創生リーダー教育プログラム	地域創生リーダー教育部門	環境人間学部
グローバルリーダー教育プログラム	グローバルリーダー教育部門	国際商経学部
防災リーダー教育プログラム	防災リーダー教育部門	減災復興政策研究科

別表第２

副専攻名	授与称号
地域創生リーダー教育プログラム	学際リーダー（地域創生）
グローバルリーダー教育プログラム	学際リーダー（グローバル）
防災リーダー教育プログラム	学際リーダー（防災）

様式第１号

兵庫県立大学　第○○○○○○○号
副専攻修了証

氏　　名
学籍番号

本学が実施する副専攻「○○○○○○○○」を修了したことを認め、「○○○○○○」の称号を授与する

年　月　日

兵庫県立大学　大学の印

９．他大学等における授業科目の履修規程

兵庫県立大学他大学等における授業科目の履修規程

（趣旨）

第１条　兵庫県立大学学則（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 75 号。以下「大学学則という。）第 14 条第３項の規定に基づき、他大学等における授業科目の履修に関して必要な事項を定めるものとする。

（他大学等授業科目の履修）

第２条　他大学等の授業科目の履修を願い出る者は、他大学等との協定に基づいて定められた書類を、所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。

（全学共通科目の履修）

第３条　学長は、前条の規定による願い出に係る他大学等の授業科目について、大学学則第 14 条第２項の規定により本学の全学共通科目を履修したものとみなす場合は、あらかじめ高等教育推進機構長の意見を聴かなければならない。

（履修期間）

第４条　履修期間については、原則として１年以内とする。

２　前項の規定による履修期間については、本学における在学期間に算入する。

（単位の認定）

第５条　他大学等の授業科目の履修により修得した単位を学則第 14 条第２項に規定する本学の授業科目を履修したものとして願い出る場合は、単位認定申請書に他大学等の成績証明書を添えて学務所管課に提出しなければならない。

２　学長は、前項の規定による願い出があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

（補則）

第６条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則(平成 27 年３月 24 日改正)

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則(令和３年３月 31 日改正)

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則(令和６年３月 27 日改正)

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

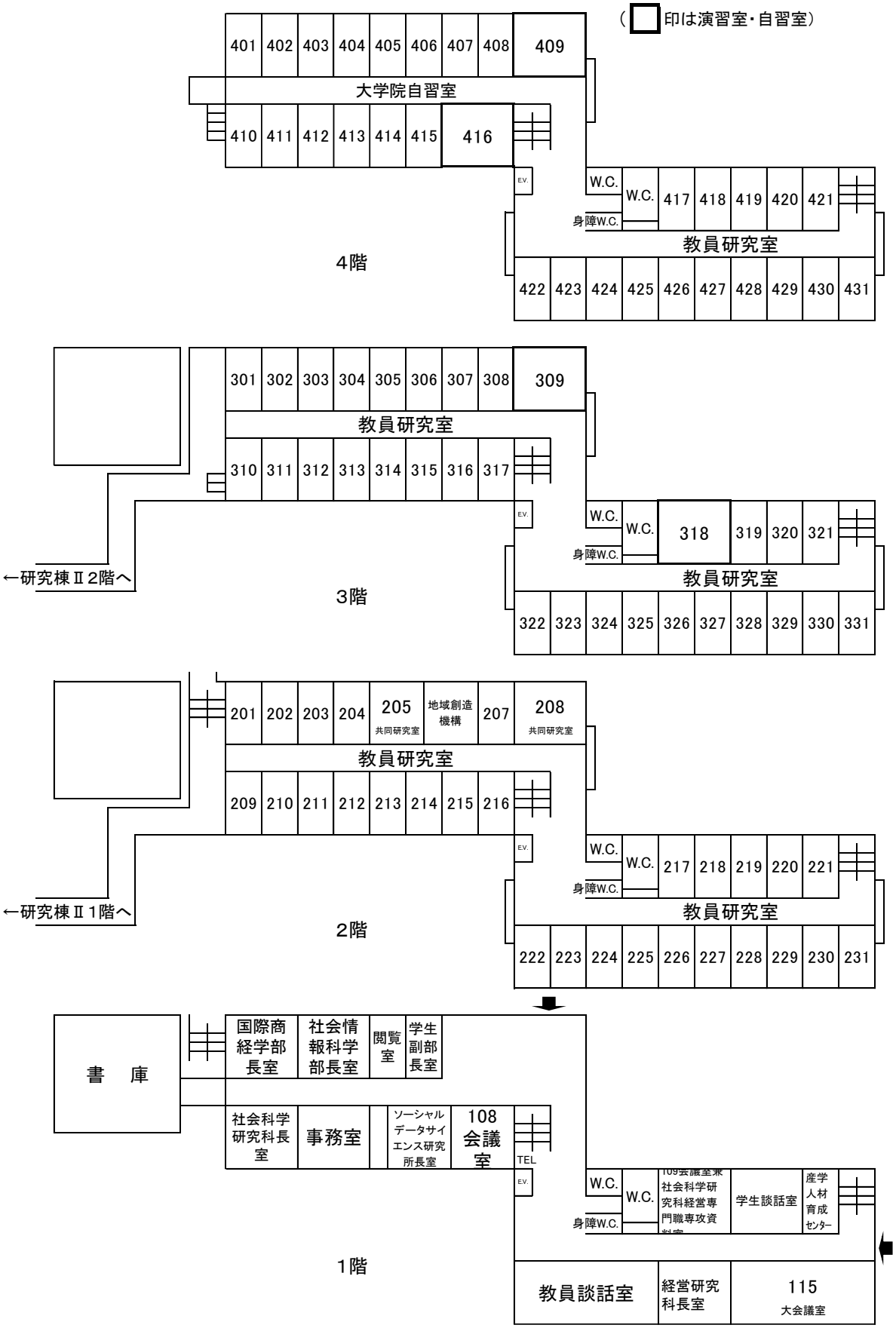
兵庫県立大学　神戸商科キャンパス



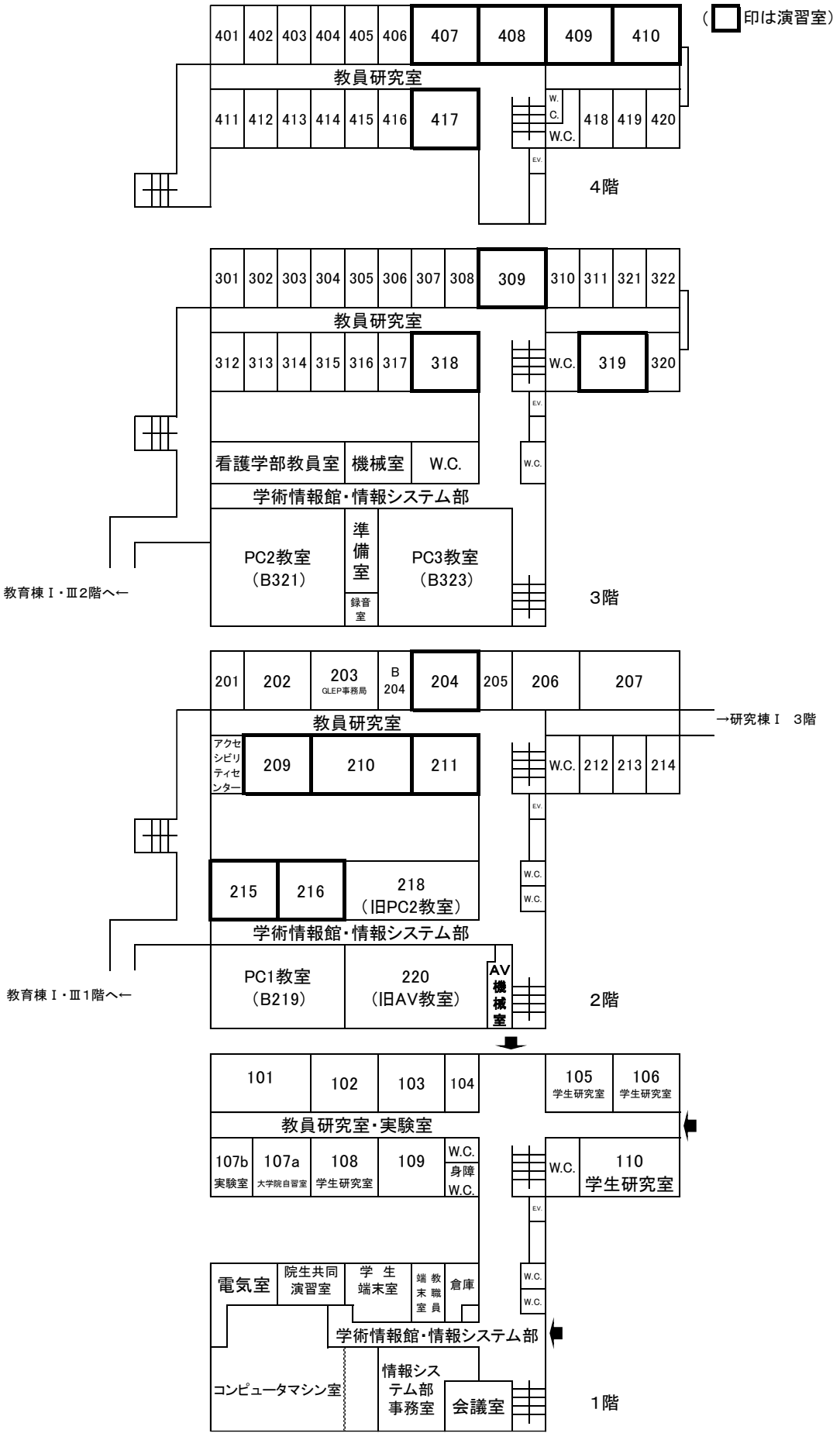
本部棟　・・・・・・・大学本部、保安室
研究棟Ⅰ（Ａ棟）・・・教員談話室、教員研究室、演習（ゼミ）室
　　ソーシャルデータサイエンス研究所
研究棟Ⅱ（Ｂ棟）・・・教員研究室、教室、演習（ゼミ）室、ＰＣ教室
　　学術情報館（教職員端末室・学生端末室）
学術情報館（図書館）
教育棟Ⅰ（Ｃ棟）・・（１Ｆ）学務課、国際交流・学生課、保健室、キャリアセンター、淡水会、
　　神商会
　　（２Ｆ）総務課、非常勤講師控室、講義室、教室、演習室
　　（３Ｆ・４Ｆ）講義室、教室、演習室
教育棟Ⅱ（Ｃ棟）・・講義室、教室
教育棟Ⅲ（Ｃ棟）・・講義室、教室
研究棟Ⅲ（Ｄ棟）・教員研究室、非常勤講師控室、講義室、演習室
情報科学研究棟（Ｋ棟）・教員研究室、共同研究室、セミナー室、講義室、データ演習室、
　　非常勤講師控室、アカデミックラウンジ、ラーニングコモンズ
i-Square・・・・・（１Ｆ）国際交流センター、（２～６Ｆ）国際学生寮
大学会館　・・・・・生協購買部、食堂
大学別館　・・・・・（１Ｆ）コミュニティープラザ、（２Ｆ）教室、和室、学友会

神戸商科キャンパス教室等配置図

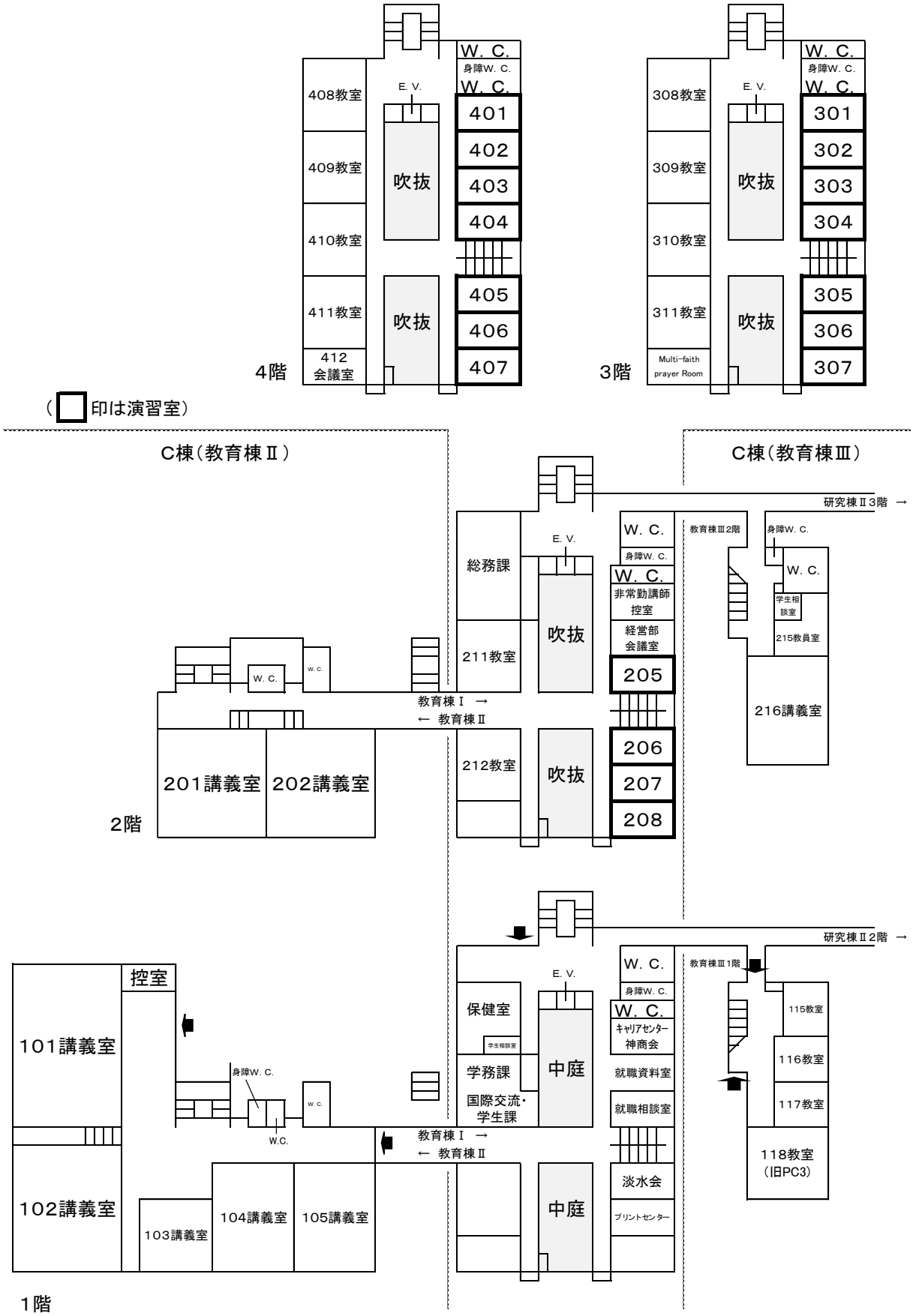
A棟 （研究棟Ⅰ）



B棟 （研究棟Ⅱ）

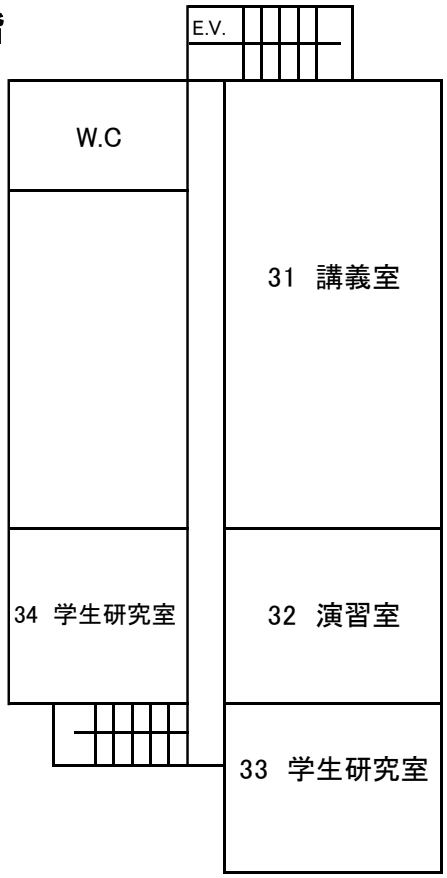

（ 印は演習室）
401 402 403 404 405 406 407 408 409 410
教員研究室
411 412 413 414 415 416 417
W.C.
418 419 420
EV.
4階
301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 321 322
教員研究室
312 313 314 315 316 317 318
W.C.
319 320
EV.
看護学部教員室
機械室
W.C.
学術情報館・情報システム部
PC2教室
（B321）
準備室
録音室
PC3教室
（B323）
教育棟Ⅰ・Ⅲ2階へ←
3階
201 202 203 GLEP事務局 B 204 204 205 206 207
教員研究室
→研究棟Ⅰ 3階
アクセシビリティセンター
209 210 211
W.C.
212 213 214
EV.
215 216
218
（旧PC2教室）
W.C.
W.C.
学術情報館・情報システム部
PC1教室
（B219）
220
（旧AV教室）
AV機械室
教育棟Ⅰ・Ⅲ1階へ←
2階
101 102 103 104
105 学生研究室
106 学生研究室
教員研究室・実験室
107b 実験室
107a 大学院自習室
108 学生研究室
109
W.C.
身障 W.C.
W.C.
110 学生研究室
EV.
電気室
院生共同演習室
学生端末室
端末室
教職員
倉庫
W.C.
W.C.
学術情報館・情報システム部
コンピュータマシン室
情報システム部事務室
会議室
1階

C棟 （教育棟Ⅰ）

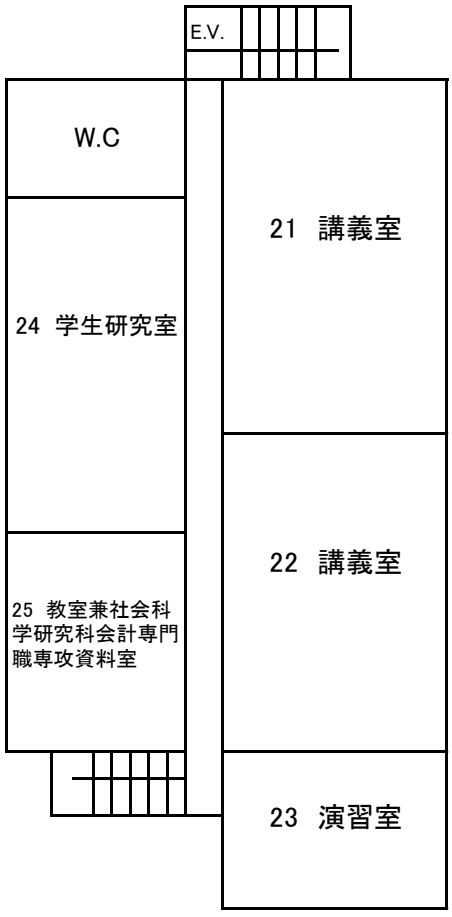

4階
408教室
409教室
410教室
411教室
412
会議室
E. V.
吹抜
吹抜
W. C.
身障W. C.
W. C.
401
402
403
404
405
406
407
3階
308教室
309教室
310教室
311教室
Multi-faith
prayer Room
吹抜
吹抜
W. C.
身障W. C.
W. C.
301
302
303
304
305
306
307
（ 印は演習室）
C棟（教育棟Ⅱ）
C棟（教育棟Ⅲ）
研究棟Ⅱ3階 →
総務課
211教室
212教室
吹抜
吹抜
E. V.
W. C.
身障W. C.
W. C.
非常勤講師
控室
経営部
会議室
205
206
207
208
教育棟Ⅲ2階
身障W. C.
W. C.
学生相
談室
215教員室
216講義室
W. C.
W. C.
教育棟Ⅰ →
← 教育棟Ⅱ
2階
201講義室
202講義室
研究棟Ⅱ2階 →
教育棟Ⅲ1階
E. V.
保健室
学生相談室
学務課
国際交流・
学生課
中庭
中庭
W. C.
身障W. C.
W. C.
キャリアセンター
神商会
就職資料室
就職相談室
淡水会
プリントセンター
115教室
116教室
117教室
118教室
（旧PC3）
控室
101講義室
102講義室
103講義室
104講義室
105講義室
身障W. C.
W.C.
W. C.
W. C.
教育棟Ⅰ →
← 教育棟Ⅱ
1階

D 棟 （研究棟Ⅲ）

3 階



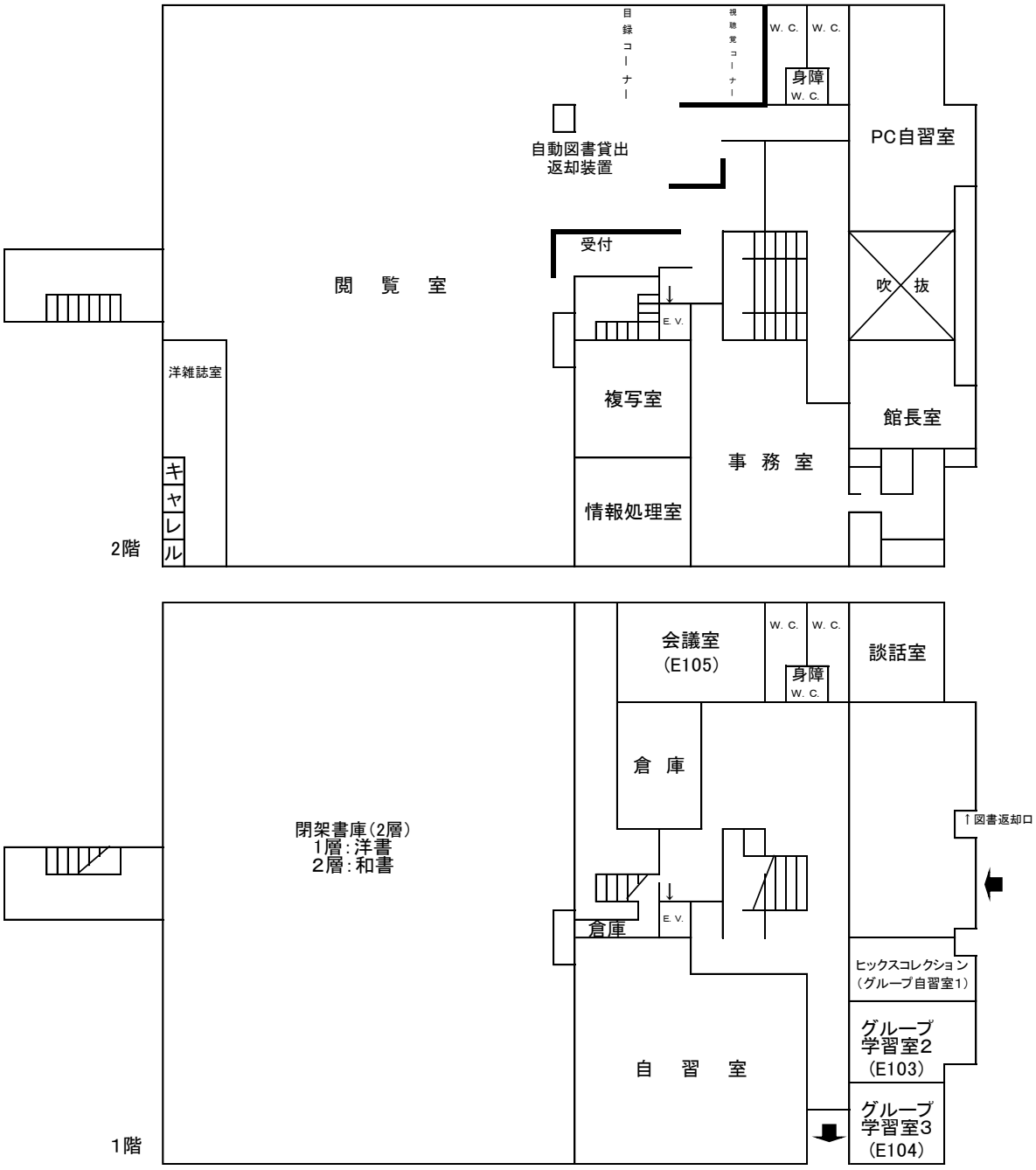
2 階



1 階

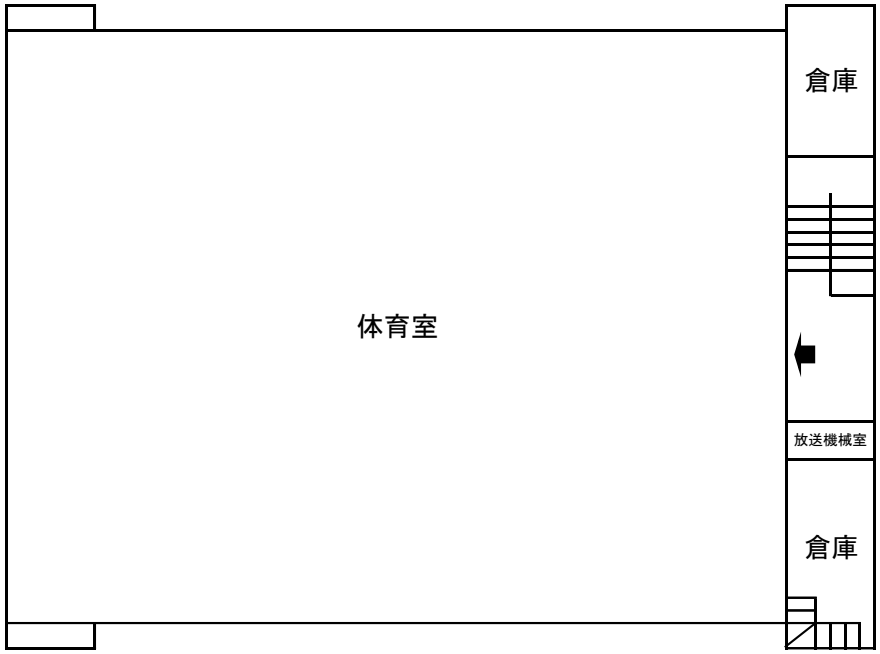


E棟 （学術情報館　図書部）

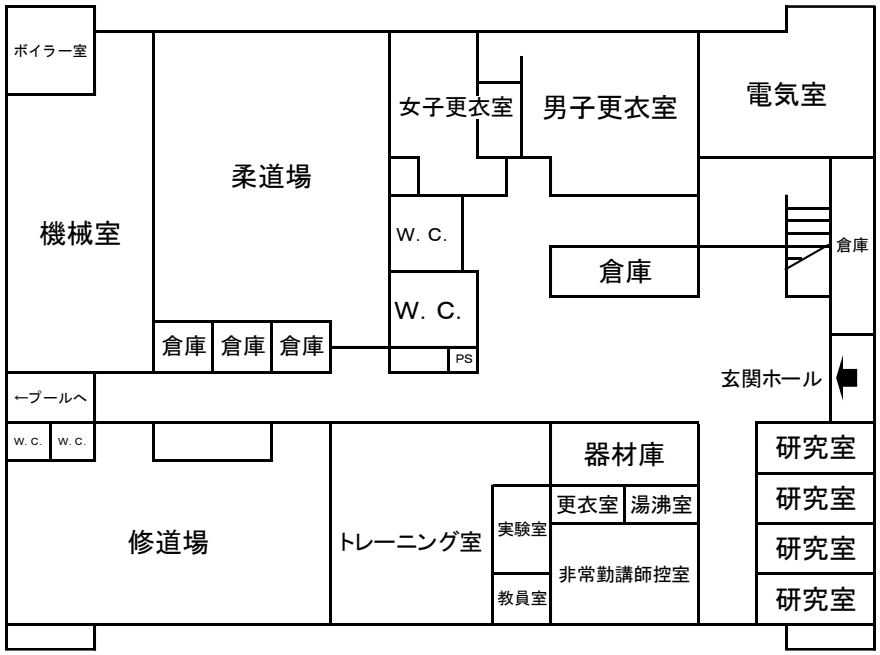

目録コーナー
視聴覚コーナー
W. C.
W. C.
身障
W. C.
PC自習室
自動図書貸出
返却装置
受付
閲　覧　室
吹　抜
E. V.
洋雑誌室
複写室
館長室
キ
ヤ
レ
ル
事　務　室
情報処理室
2階
会議室
(E105)
W. C.
W. C.
身障
W. C.
談話室
倉　庫
閉架書庫(2層)
1層:洋書
2層:和書
↑図書返却口
E. V.
倉庫
ヒックスコレクション
(グループ自習室1)
グループ
学習室2
(E103)
自　習　室
グループ
学習室3
(E104)
1階

F棟 （体育館）

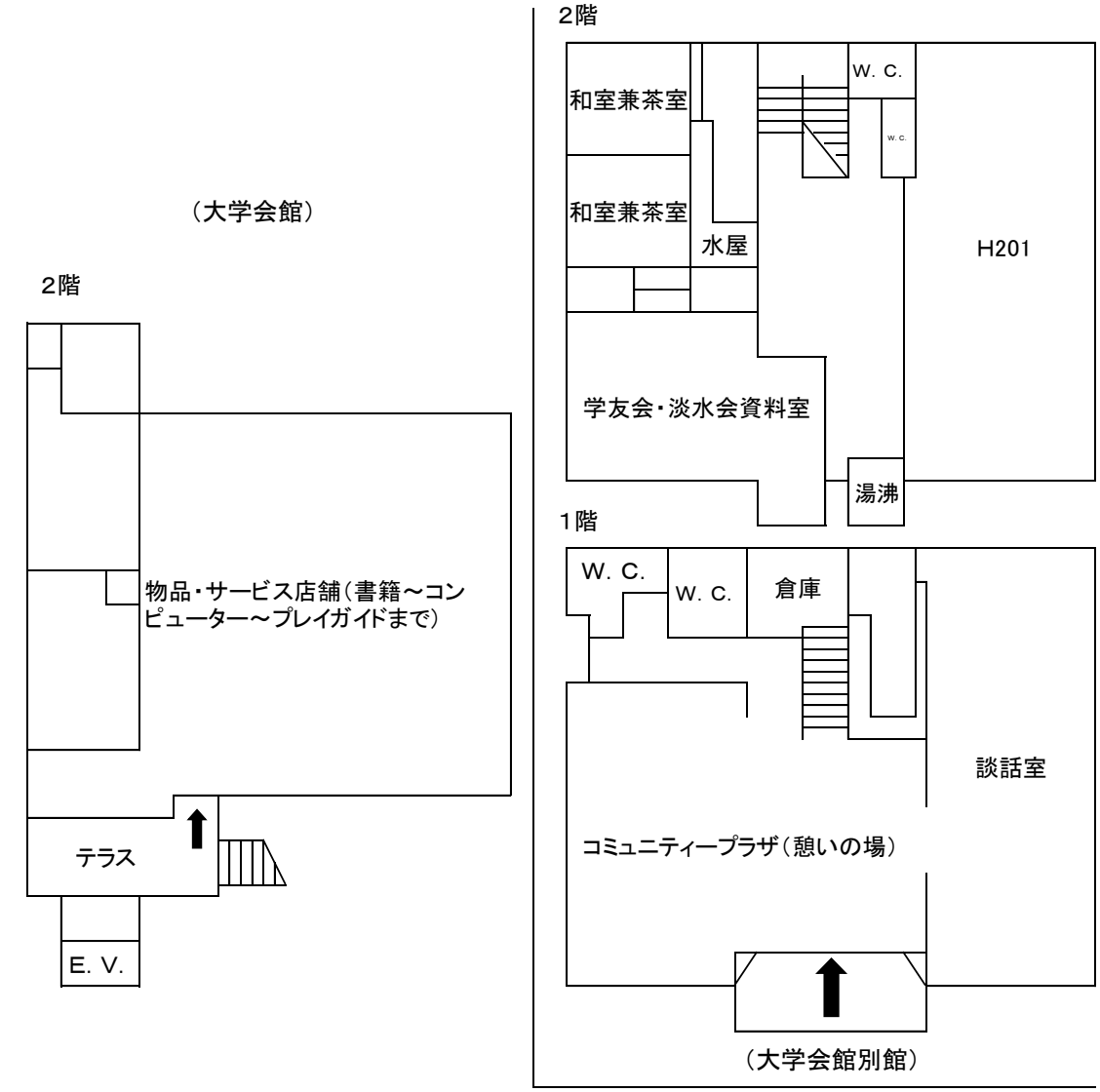
2階

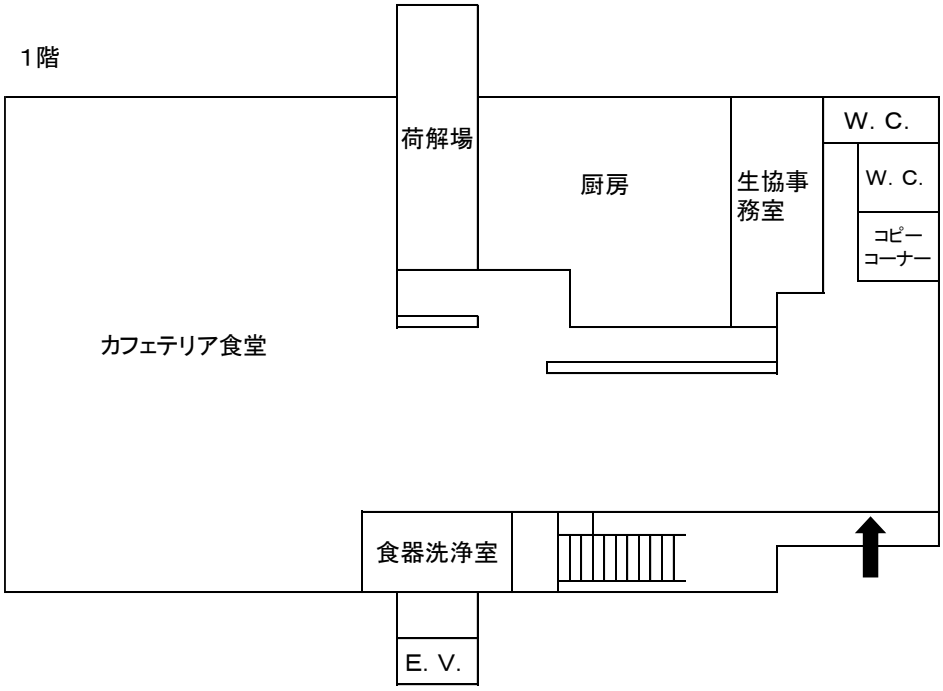

倉庫
体育室
放送機械室
倉庫

1階

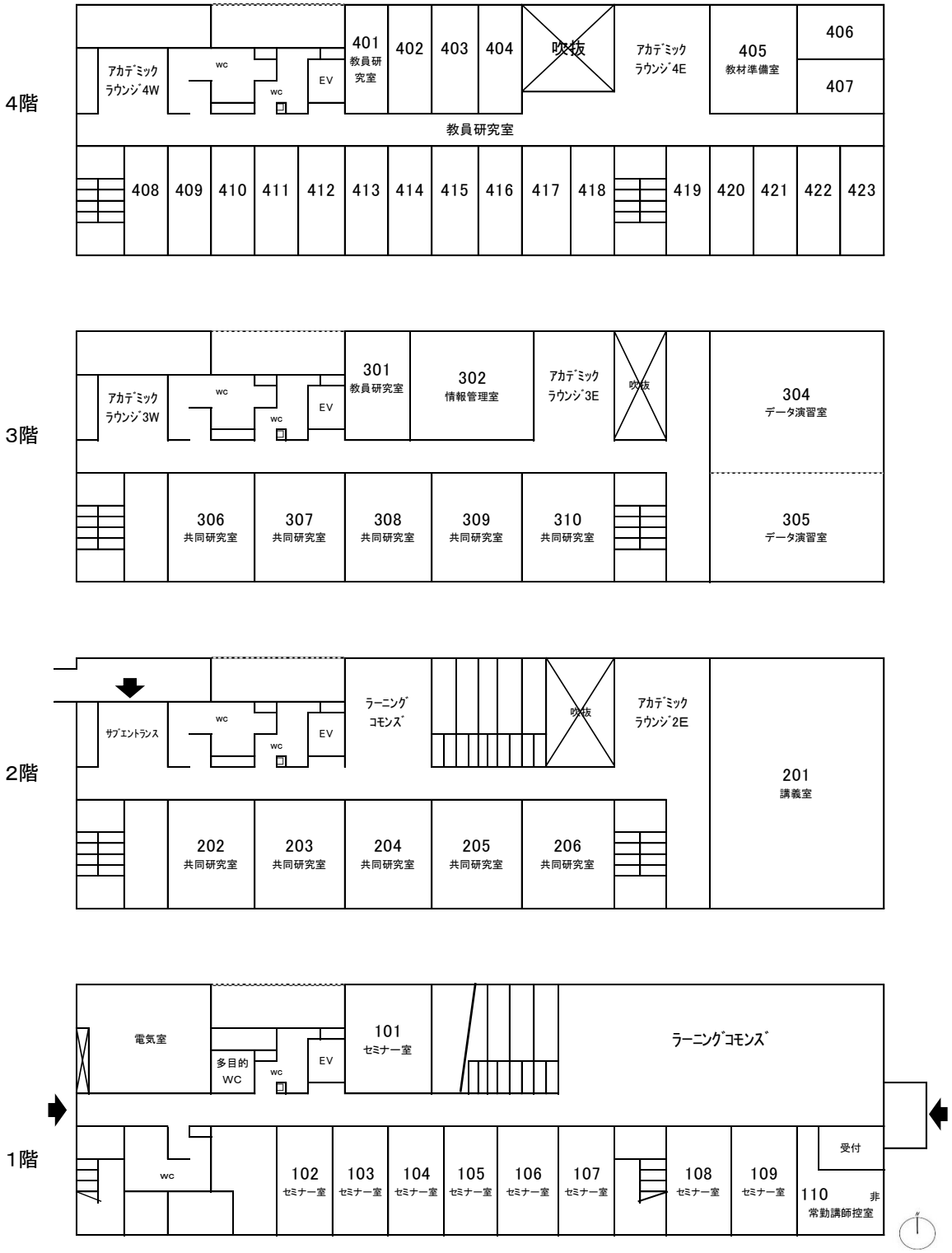

ボイラー室
女子更衣室
男子更衣室
電気室
柔道場
機械室
W. C.
倉庫
倉庫
W. C.
倉庫
倉庫
倉庫
倉庫
PS
玄関ホール
←プールへ
W. C.
W. C.
器材庫
研究室
更衣室
湯沸室
研究室
修道場
トレーニング室
実験室
非常勤講師控室
研究室
教員室
研究室

H棟 （大学会館・別館）


2階
和室兼茶室
和室兼茶室
水屋
W. C.
w. c.
H201
学友会・淡水会資料室
湯沸
1階
W. C.
W. C.
倉庫
談話室
コミュニティープラザ（憩いの場）
（大学会館別館）
（大学会館）
2階
物品・サービス店舗（書籍～コンピューター～プレイガイドまで）
テラス
E. V.

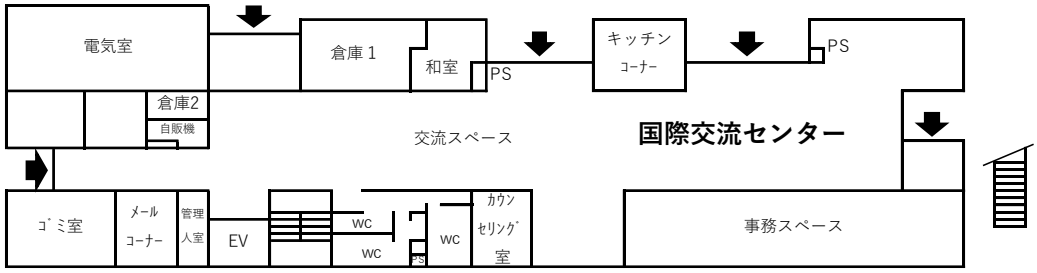

1階
荷解場
厨房
生協事務室
W. C.
W. C.
コピーコーナー
カフェテリア食堂
食器洗浄室
E. V.

K棟（情報科学研究棟）


4階
アカデミック ラウンジ4W
wc
wc
EV
401 教員研究室
402
403
404
吹抜
アカデミック ラウンジ4E
405 教材準備室
406
407
教員研究室
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
3階
アカデミック ラウンジ3W
wc
wc
EV
301 教員研究室
302 情報管理室
アカデミック ラウンジ3E
吹抜
304 データ演習室
306 共同研究室
307 共同研究室
308 共同研究室
309 共同研究室
310 共同研究室
305 データ演習室
2階
サブエントランス
wc
wc
EV
ラーニング コモンズ
吹抜
アカデミック ラウンジ2E
201 講義室
202 共同研究室
203 共同研究室
204 共同研究室
205 共同研究室
206 共同研究室
1階
電気室
多目的 WC
wc
EV
101 セミナー室
ラーニングコモンズ
wc
102 セミナー室
103 セミナー室
104 セミナー室
105 セミナー室
106 セミナー室
107 セミナー室
108 セミナー室
109 セミナー室
受付
110 非常勤講師控室

国際学生寮(i-Square)

1階



※2階～6階は寮生居室スペース